

令和 2 年 度 第 1 回
野田市情報公開・個人情報保護審査会会議次第

日 時 令和 2 年 8 月 5 日（水）

午後 1 時 3 0 分から

場 所 市役所 低層棟 4 階 職員控室

1 個人情報取扱事務について（公開）

審議依頼事項

- ・ 市税等の滞納整理事務に係る実施機関以外のものとの電子計算機結合について（収税課）

報告事項

- (1) 特別定額給付金の給付に関する事務の開始及び事務の委託に係る個人情報保護措置について（市政推進室）
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対する支援金等の支給に関する事務の開始について（商工観光課）
- (3) 市民相談事務の変更及び事務の委託に係る個人情報保護措置について（広報広聴課）
- (4) 各種相談員委嘱等事務の変更について（広報広聴課）
 - ※ (3)及び(4)については、一括して報告を受ける。
- (5) 下水道排水設備等計画（変更）確認申請事務の変更について（下水道課）
- (6) 建築確認申請等審査事務の変更について（都市計画課）
 - ※ (5)及び(6)については、一括して報告を受ける。
- (7) 野田市土地譲渡益重課制度に係る優良住宅認定事務の変更について（都市計画課）
- (8) 低未利用土地等確認書の交付事務の開始について（都市計画課）

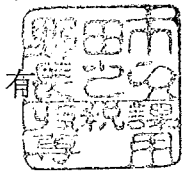
- (9) 野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会に関する事務の変更について（障がい者支援課）
- (10) ひとり暮らし老人等配食サービス事業に関する事務の変更について（高齢者支援課）
- (11) 乳幼児健康診査及び精密健康診査に関する事務の変更について（保健センター）
- (12) 妊産婦・新生児・乳児全戸訪問指導に関する事務の変更について（保健センター）
- ※(11)及び(12)については、一括して報告を受ける。
- (13) 新生児特別定額給付金の給付に関する事務の開始について（保健センター）
- (14) 妊婦タクシー助成事業に関する事務の開始について（保健センター）
- (15) 医療従事者支援金支給に関する事務の開始について（保健センター）
- (16) 野田市新型コロナウイルス感染症対策検査助成事務の開始について（保健センター）
- (17) 私立幼稚園における実費徴収に係る補足給付事業補助金交付事務の変更について（保育課）
- (18) 個人番号の指定及び通知に関する事務の変更について（市民課）

個人情報保護審議依頼書

野 企 収 第 8 2 号
令和 2 年 7 月 1 0 日

野田市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 須 賀 昭 徳 様

野田市長 鈴 木



野田市個人情報保護条例第 1 2 条第 2 項の規定により、あらかじめ、審査会の意見を聴きたく、審議を依頼します。

事 務 の 名 称	市税等の滞納整理事務
担 当 課 等 の 名 称	企画財政部収税課
開始・変更年月日	令和 2 年 1 0 月 1 日
審 議 依 頼 事 項	条例第 1 2 条第 1 項関係 公益上特に必要があると認め、かつ個人情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるものであると認め、実施機関以外のものと電子計算機の結合を行うこと。 概要及び個人情報保護に関する状況は、別紙のとおりです。
備 考	

令和 2 年度第 号



預貯金照会業務の電子化における実施機関以外のものとの 通信回線による電子計算機の結合について

1. 預貯金照会業務の電子化について

(1) 概要

現状紙ベースで行っている預貯金照会業務を（株）NTTデータが運営するサービス（以下、「pipitLINQ」という）を利用し、預貯金照会業務を電子化する。電子化により、照会から回答を受理するまでの時間の短縮、照会する際の封入・確認・郵送作業の負担軽減が期待できる。

(2) pipitLINQについて

pipitLINQは行政機関と金融機関をつなぎ、預貯金照会業務を電子化するサービス。行政機関と金融機関の双方がpipitLINQに加入することで、加入機関間で電子データによる照会依頼及び結果回答が可能となる。

(3) 照会可能及び予定金融機関

都道府県	金融機関	照会可能予定時期
福島県	東邦銀行、大東銀行、福島銀行	
茨城県	<u>常陽銀行</u>	令和2年9月
埼玉県	埼玉りそな銀行、武蔵野銀行、川口信用金庫	
千葉県	<u>千葉銀行</u> 、 <u>千葉興業銀行</u> 、 <u>京葉銀行</u>	令和2年10月
東京都	みずほ銀行	
神奈川県	横浜銀行、川崎信用金庫	
山梨県	<u>山梨中央銀行</u>	今年度中
長野県	八十二銀行	
愛知県	豊田信用金庫	
岐阜県	<u>大垣共立銀行</u>	今年度中
三重県	<u>百五銀行</u>	今年度中
静岡県	静岡銀行	
大阪府	りそな銀行	
福岡県	<u>福岡銀行</u> 、 <u>西日本シティ銀行</u>	今年度中
佐賀県	<u>佐賀銀行</u>	今年度中
全国	<u>ゆうちょ銀行</u> 、 <u>信金中央金庫</u>	今年度中

※太字（下線あり）は今後照会可能となる予定の金融機関

2. 預貯金照会業務電子化のイメージ

※別添1「預貯金照会電子化」のとおり

3. 審議依頼事項等

(1) 審議依頼事項の内容

預貯金照会業務を電子化するため、p i p i t L I N Qと通信回線による電子計算機の結合を行うことについて（野田市個人情報保護条例第12条第2項）

(2) 電子計算機の結合先

（株）NTTデータが運営するp i p i t L I N Q

(3) 電子計算機の結合を行うことが公益上特に必要であると認める理由

納期日までに納付している納税者との公平性を保ち、自主財源を確保していくためには、滞納状況を放置することなく速やかに滞納処分を執行する必要がある。速やかに滞納処分を執行するためには、預貯金情報を素早く把握する必要がある。これまで郵便により紙媒体で行っていた預貯金照会業務を（株）NTTデータが運営するp i p i t L I N Qを介して実施することで、照会から回答を受理するまでの時間を短縮することができる。従来の紙媒体による照会では、回答を受理するまでの期間が1か月から2か月程度要することから、差押えをする前に出金され滞納処分ができなくなることがある。また、紙媒体の照会文書を郵送するための封入・封かん作業、発送作業に掛かる事務量の低減にも資する。なお現状において、この方法のほかに照会業務を迅速化・省力化することができる代替手段はなく、下記（5）のとおり、セキュリティ対策を施すことにより、個人情報の漏えい等を防ぐことができると認められる。

(4) 対象者の範囲及び項目

滞納処分を執行するための預貯金照会を実施するため、下記の対象者の個人情報をp i p i t L I N Qにアップロードする。

①対象者

野田市税等を納期限までに納付しなかった者

②個人情報

対象者の氏名、性別、生年月日及び住所。

※申請様式については別添2、回答様式については別添3のとおり

(5) 電子計算機結合を行うにあたり講じるセキュリティ対策について

※別添4「セキュリティ対策」のとおり

①自治体側

ア pipitLINQとのデータ通信については、総合行政ネットワーク（LGWAN）を利用することにより、通信の安全性を確保する。

②pipitLINQ（システムセンタ、自治体向けのインターフェース）

ア LGWAN-ASPサービスとして提供する。

イ セキュアなクラウド（OpenCanvas：全国ほぼ全ての金融機関が利用する「ANSER」のシステム基盤を利用したセキュアなプライベートクラウドサービス）に構築する。

ウ 不正アクセスの遮断、ウイルス対策、データ暗号化、操作ログ取得
エ ユーザID、パスワードによるログイン認証

③AnswerDATAPORT（システムセンタ、金融機関向けのインターフェース）

ア 自治体との間の口座振替や総合振込・給与振込データを、閉域網を利用して伝送する。

④金融機関側

ア AnswerDATAPORTとの通信には既存のeB-NW/IP-NWを使用する（閉域網且つ通信経路を暗号化）。

業務全体の大幅な効率化につながります

pipitLINQは、「LGWAN」や「AnserDATAPORT®」※1などの既存の仕組みを活かしてつくられたサービスです。ネットワークや端末の準備といった初期投資を最小限に抑えることができるため、電子データによる照会依頼および結果回答を低コストで簡単に始めることができます。電子化のメリットを最大限に享受したい場合、RPAの導入や既存システム（滞納整理システムや勘定系システム等）との連携機能の構築等を併せて実施することで、預貯金等照会業務全体を一気通貫で効率化することもできます。

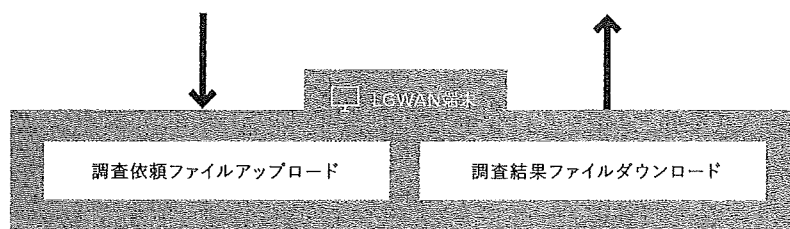
行政機関



滞納整理システム等

・対象者データ抽出
・調査依頼ファイル作成

・本人特定
・調査結果データ反映

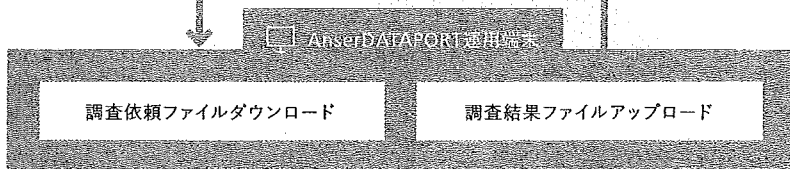


LGWAN

pipitLINQ

eBネットワーク

金融機関



勘定系システム等

・データ登録 ・口座有無・詳細調査 ・調査結果ファイル作成

業務全体を効率化した場合の定量効果※2

作業時間の削減

行政機関



最大55%削減

金融機関



最大99%削減

調査・回答期間の短縮

6 ~ 51 日 ▶ 1 ~ 3 日

※1 AnserDATAPORTは、CMT等の媒体やISDN回線に代わる閉域網を利用して、企業・地方自治体と金融機関との安全な取引を実現するファームバンキングサービスです。

※2 2018年8月より実施した財産調査業務の実務検証結果に基づく参考数値です。

別添２ 照会依頼ファイル内容（野田市⇒金融機関）

預貯金照会するときは、照会対象者の「氏名」、「生年月日」、「性別」、「住所」を下記の
依頼ファイル（エクセル）に入力し、pipitLINQにアップロードする。

依頼ファイルイメージ

[illegible]

別添3 回答書（金融機関⇒野田市）

pipitLINQから回答ファイル（口座情報、取引状況の有無の調査結果等）をダウンロードする。

回答書印刷イメージ

回答書（単票）

- ①回答元金融機関コード：0000.
 ②回答元金融機関名称：NTTデータ銀行3.
 ③回答基準日：YYYY/MM/DD.
 ④依頼元：千葉県野田市.
 ⑤依頼番号：1 ⑥行政機関管理番号：555555555.

行政機関提示情報

- ⑦調査対象者氏名（名称）.
 ⑧.
 ⑨調査対象者住所.

トビキ 知子.
取引 太郎.
千葉県〇〇市▲▲1-1.
1990/01/01.

- ⑩生（設立）年月日.

金融機関提示情報

- ⑪調査対象者氏名（名称）.
 ⑫.
 ⑬調査対象者住所.

トビキ 知子.
取引 太郎.
千葉県〇〇市▲▲1-1.

- ⑭取引の有無.

取引有.
123456789.

- ⑮顧客番号.

（1）口座情報 ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳

支店名.	口座種別.	最終取引日.	口座番号.	金額.
データ支店.	普通.	.	1234567.	200,000.
.	.	.	.	.
.	.	.	.	.

（2）その他取引 ㉑ ㉒

種別.	金額.
証書貸付.	100,000.
手形貸付.	200,000.
割引手形.	300,000.
当座繰越.	400,000.

（3）行政機関任意.

税務課1係.
㉓.
㉔.

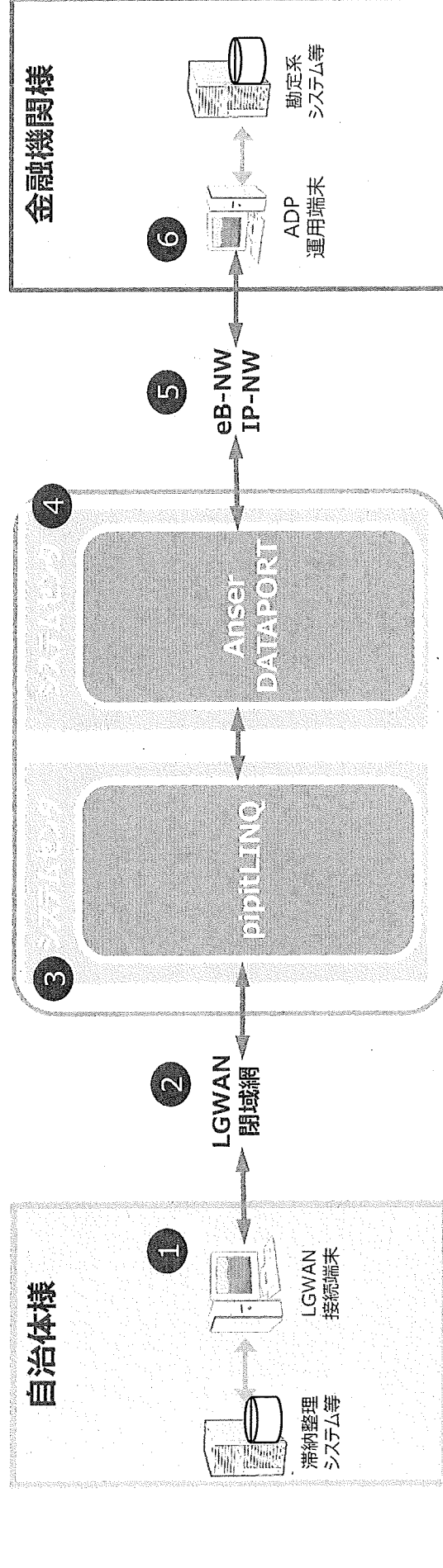
（4）金融機関任意.

㉕.

pipitLINQのセキュリティ対策について

※別添 4 「セキュリティ対策」

pipitLINQのセキュリティ対策を以下に示します。



1	自治体様の接続端末	・自治体様にて準備 (LGWAN接続端末)
2	自治体様-センタ間NW	・LGWAN回線を使用
3	pipitLINQ	・自治体様向けはLGWAN-ASPサービスとして提供 ・セキュアなクラウド(Open Canvas)に構築 (※1) ・FWによるアクセス制御 (不正アクセスの遮断) ・ウイルス対策、データの暗号化、操作ログ取得 ・セキュアコーディング (意図しない脆弱性の排除) ・ユーザID、パスワードによるログイン認証 ・個人情報保護法ガイドライン (通則編) に定められた事業者が実施する安全管理措置を実施

4	Anser DATAPORT (金融機関様とのインタフェースシステム)	・Anser DATAPORTの1メニューとして提供 ・自治体様、企業との間の口座振替や総合振込・給与振込データをCMT媒体やISDN回線に代わる閉域網を利用して伝送する金融機関向けサービス
5	金融機関様-センタ間NW	・既存のeB-NW/IP-NWを使用 (閉域網目つ通信経路を暗号化)
6	金融機関様の接続端末	・金融機関様にて準備 (既存のADP運用端末を利用)

※1 全国ほぼ全ての金融機関が利用する「ANSER®」のシステム基盤や運営ノウハウを利用した、セキュアなプライベートクラウドサービス

第2号様式（第3条第4項）

令和2年7月10日

（届出先）野田市長

届出者 野田市長

個人情報取扱事務登録簿変更届出書

事務の名称	市税等の滞納整理事務
届出部課等の名称	企画財政部収税課
変更年月日	令和2年10月1日
変更の理由	これまで文書（主に郵便）で行っていた預貯金照会業務について、LGWANを介した電子データの送受信による預貯金照会業務を始める。
変更内容	電子計算機結合の欄に「2号（公益上特に必要かつセキュリティ措置有）」を追加する。
備考	

個人情報取扱事務登録簿

		区		分		☐ 共通 ☒ 個別	
実施機関の名称		市長		届出部課等の名称		企画財政部 収税課	
関係課等の名称							
届出年月日		H13.4.1		開始年月日		S25.5.3	
				最終変更年月日		R2.7.10	
事務の名称		市税等の滞納整理事務					
事務の目的		滞納となっている市税等の把握及び整理（催告・徴収・欠損）のため					
事務の概要		市税等の収納管理事務によっても市税等を収納できない情報を基に、自主納付を促すための催告を行い、特別な事情等により納付が困難な場合については、納税相談を実施し、生活状況、収支等の情報を聴き取りし、分割納付等により完納に導く。相談の中で、徴収猶予又は換価の猶予の要件に該当する場合は、申請を受け、内容を審査後、猶予許可（不許可）通知書を送付する。 分割納付や猶予制度を活用しても担税資力がなく完納することが難しい場合は、滞納処分の停止（執行停止）を適用し納入義務消滅後、欠損処理を行い、完結に導く。 催告後も納付がなく、納付の意思も確認できないときは、財産調査（預貯金、生命保険、給与等）や居宅等の搜索を実施し、滞納している税金に充てる価値があるものについては差押えを執行し、動産等についてはインターネット公売にかけて、換価した上、滞納分に充当する。差押える財産がない場合は、滞納処分の執行停止を行い、執行停止後、時効が成立した場合は不納欠損処理を行う。 また、市税等の滞納者が国民健康保険法に基づく、高額療養費、療養費等の還付がある場合に、本人同意のもと滞納分に充当する。					
対象者		市税等の滞納者					
収集項目	要配慮個人情報	☐ 人種 ☐ 信条 ☐ 社会的身分 ☒ 健康情報 ☒ 障がい ☒ 犯罪関係 収集する理由【第7条第2項】 ☒ 1号(法令等)⇒法令等の名称：地方税法 ☐ 2号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日					
	上記以外の項目	☒ 氏名 ☒ 住所 ☒ 年齢・生年月日 ☒ 性別 ☒ 連絡先 ☐ 個人番号 ☒ 個人識別符号 ☒ 本籍・国籍 ☒ 家族情報 ☒ 学業・職業等 ☒ 収入・支出 ☒ 資産 ☒ 税情報 ☒ 公的扶助 ☐ 年 月 日 ☐ 年 月 日 ☐ 年 月 日 ☐ 年 月 日					
収集先		☒ 本人 ☒ 実施機関内部（収税課：市税等の収納管理事務、国保年金課、生活支援課） ☒ 他の実施機関（水道事業管理者） ☒ 他の官公庁（他市町村、県税事務所、法務局、日本年金機構） ☒ 民間・私人（各金融機関、各保険会社） ☐ その他（ ）					
		本人以外から収集している理由【第7条第3項】 ☒ 1号(法令等)⇒法令等の名称：地方税法 ☐ 2号(本人同意) ☐ 3号(公の情報) ☐ 4号(緊急かつやむを得ない) ☐ 5号(所在不明等) ☐ 6号(他の実施機関から) ☐ 7号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日					
経常的な目的外利用・提供先		☐ 目的外利用有⇒利用する事務の名称： _____ 主な利用項目（ ） ☒ 目的外提供有⇒利用する事務の名称： 捜査関係事項照会 主な提供項目（納付状況・滞納情報・接触記録等） （ ☐ 他の実施機関（ ） ☒ 他の官公庁（警察署） ☐ その他（ ））					

	目的外利用・提供の理由【第9条第1項】 ■1号(法令等)⇒法令等の名称：刑事訴訟法 □2号(本人同意) □3号(公の情報) □4号(緊急かつやむを得ない) □5号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日
経常的な目的外利用・提供先	■目的外利用有⇒利用する事務の名称：生活保護法施行事務 主な利用項目（納付状況・滞納情報） □目的外提供有⇒利用する事務の名称： 主な提供項目（ □他の実施機関（ ） □他の官公庁（ ） □その他（ ） 目的外利用・提供の理由【第9条第1項】 ■1号(法令等)⇒法令等の名称：生活保護法 □2号(本人同意) □3号(公の情報) □4号(緊急かつやむを得ない) □5号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日
経常的な目的外利用・提供先	■目的外利用有⇒利用する事務の名称：中国残留邦人等の支援給付等に関する事務 主な利用項目（納付状況・滞納情報） □目的外提供有⇒利用する事務の名称： 主な提供項目（ □他の実施機関（ ） □他の官公庁（ ） □その他（ ） 目的外利用・提供の理由【第9条第1項】 ■1号(法令等)⇒法令等の名称：生活保護法 □2号(本人同意) □3号(公の情報) □4号(緊急かつやむを得ない) □5号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日
経常的な目的外利用・提供先	■目的外利用有⇒利用する事務の名称：市施行 野田市駅西土地地区画整理事業全般に関する業務 主な利用項目（納付状況・滞納情報） □目的外提供有⇒利用する事務の名称： 主な提供項目（ □他の実施機関（ ） □他の官公庁（ ） □その他（ ） 目的外利用・提供の理由【第9条第1項】 ■1号(法令等)⇒法令等の名称：土地地区画整理法 □2号(本人同意) □3号(公の情報) □4号(緊急かつやむを得ない) □5号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日
経常的な目的外利用・提供先	■目的外利用有⇒利用する事務の名称：市施行 梅郷駅西土地地区画整理事業全般に関する業務 主な利用項目（納付状況・滞納情報） □目的外提供有⇒利用する事務の名称： 主な提供項目（ □他の実施機関（ ） □他の官公庁（ ） □その他（ ）

	目的外利用・提供の理由【第9条第1項】 ■1号(法令等)⇒法令等の名称：土地区画整理法 □2号(本人同意) □3号(公の情報) □4号(緊急かつやむを得ない) □5号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日
経常的な目的外利用・提供先	■目的外利用有⇒利用する事務の名称：野田都市計画事業次木親野井土地区画整理事業における換地処分に関する事務 主な利用項目（納付状況・滞納情報） □目的外提供有⇒利用する事務の名称： 主な提供項目（ 〔□他の実施機関（ ） □他の官公庁（ ） □その他（ ）〕 目的外利用・提供の理由【第9条第1項】 ■1号(法令等)⇒法令等の名称：土地区画整理法 □2号(本人同意) □3号(公の情報) □4号(緊急かつやむを得ない) □5号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日
経常的な目的外利用・提供先	□目的外利用有⇒利用する事務の名称： 主な利用項目（ ■目的外提供有⇒利用する事務の名称：組合施行愛宕駅東第一土地区画整理事業における外部支援に関すること 主な提供項目（納付状況・滞納情報） 〔■他の実施機関（土地区画整理組合） □他の官公庁（ ） □その他（ ）〕 目的外利用・提供の理由【第9条第1項】 ■1号(法令等)⇒法令等の名称：土地区画整理法 □2号(本人同意) □3号(公の情報) □4号(緊急かつやむを得ない) □5号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日
経常的な目的外利用・提供先	□目的外利用有⇒利用する事務の名称： 主な利用項目（ ■目的外提供有⇒利用する事務の名称：野田都市計画事業台町東特定土地区画整理事業における外部支援に関すること 主な提供項目（納付状況・滞納情報） 〔■他の実施機関（土地区画整理組合） □他の官公庁（ ） □その他（ ）〕 目的外利用・提供の理由【第9条第1項】 ■1号(法令等)⇒法令等の名称：土地区画整理法 □2号(本人同意) □3号(公の情報) □4号(緊急かつやむを得ない) □5号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日
外部委託等	■外部委託（■クラウドコンピューティング） □複数の外部委託有 □指定管理者による管理⇒審査会承認 年 月 日
電子計算機結合	■有【第12条第1項】 ■1号(法令等)⇒法令等の名称：番号法 ■2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有)⇒審査会承認 令和2年8月 日
個人情報の保存期間	1年 3年 5年 <u>10年</u> 永年 常用 その他（ ）

令和2年5月1日

野田市情報公開・個人情報保護審査会

会長 須賀 昭徳 様

報告者 野田市長

個人情報取扱事務の委託に係る個人情報保護措置報告書

野田市個人情報保護条例第13条第3項の規定により、次のとおり報告いたします。

事務の名称	特別定額給付金の給付に関する事務
届出部課等の名称	市政推進室
委託開始年月日	令和2年5月1日
委託する事務	特別定額給付金の給付に関する事務の全て 具体的には、給付対象者リストの作成、給付対象者の抽出、申請書の作成（申請書に世帯員全員の氏名等の印字）、受給権者への申請書の送付、申請書の受領、審査、給付金の支給に関する事務
個人情報を保護するための措置	委託契約書に個人情報に関する特記事項及び情報セキュリティ特記事項を付し、これを遵守させることとした。
備考	

個人情報取扱事務登録簿

		区		分		■共通 □個別	
実施機関の名称		市長		届出部課等の名称		市政推進室	
関係課等の名称		子ども家庭総合支援課					
届出年月日		R2.4.23		開始年月日		R2.4.27	
事務の名称		特別定額給付金の給付に関する事務					
事務の目的		「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）において、「新型コロナウイルス等対策特別措置法の緊急事態宣言の下、生活の維持に必要な場合を除き、外出を自粛し、人と人との接触を最大限削減する必要がある。医療現場をはじめとして全国各地のあらゆる現場で取り組んでおられる方々への敬意と感謝の気持ちを持ち、人々が連帯して一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服しなければならない」と示されており、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行う。					
事務の概要		令和2年4月27日（以下「基準日」という。）において、住民基本台帳に記録された者に対し、1人につき10万円を給付する。申請の方式は、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、郵送又はマイナンバーカードを利用したオンライン申請となる。 給付金を受けようとする者は、オンライン申請の方法によるか、当該対象者の属する世帯の世帯主を受給権者として送付された申請書に振込先口座等を記入し、振込先口座の確認書類及び本人確認書類の写しを添えて市に送付する。市は、申請内容及び確認書類に不備がないことを確認した上で、申請書に記入された振込先口座に振り込む。 なお、配偶者等からの暴力を理由とした避難事例等にあつては、避難者本人からの申出により基準日において住民基本台帳に登録された住所地でなくても申請を受けることができる。					
対象者		給付対象者（基準日において野田市の住民基本台帳に登録されている者、DV等の避難事例の申出者、障害者・高齢者等の施設入所措置の申出者）					
収集項目	要配慮個人情報	☐ 人種 ☐ 信条 ☐ 社会的身分 ☐ 健康情報 ☐ 障がい ☐ 犯罪関係 収集する理由【第7条第2項】 ☐ 1号(法令等)⇒法令等の名称： ☐ 2号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日					
	上記以外の項目	☒ 氏名 ☒ 住所 ☒ 生年月日 ☐ 性別 ☒ 連絡先 ☐ 個人番号 ☐ 個人識別符号 ☐ 本籍・国籍 ☒ 家族情報 ☐ 学業・職業等 ☐ 収入・支出 ☐ 資産 ☐ 税情報 ☐ 公的扶助 ☒ 振込先口座 ☒ DV等避難事例に関する情報 ☒ 施設入所児童等に関する情報 ☒ 本人確認書類に書かれた情報					
収集先		☒ 本人 ☒ 実施機関内部（市民課、子ども家庭総合支援課、障がい者支援課、高齢者支援課、水道部業務課、収税課、国保年金課、介護保険課、児童家庭課） ☐ 他の実施機関（ ） ☒ 他の官公庁（他都道府県、他市町村） ☐ 民間・私人（ ） ☐ その他（ ）					
		本人以外から収集している理由【第7条第3項】 ☒ 1号(法令等)⇒法令等の名称：住民基本台帳法 ☒ 2号(本人同意) ☐ 3号(公の情報) ☐ 4号(緊急かつやむを得ない) ☐ 5号(所在不明等) ☐ 6号(他の実施機関から) ☐ 7号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日					

経常的な目的外 利用・提供先	☐ 目的外利用有⇒利用する事務の名称：_____ 主な利用項目（_____） ☐ 目的外提供有⇒利用する事務の名称：_____ 主な提供項目（_____） ☐ 他の実施機関（_____） ☐ 他の官公庁（_____） ☐ その他（_____） 目的外利用・提供の理由【第9条第1項】 ☐ 1号(法令等) ⇒法令等の名称：_____ ☐ 2号(本人同意) ☐ 3号(公の情報) ☐ 4号(緊急かつやむを得ない) ☐ 5号(公益上特に必要)⇒審査会承認：_____年 月 日
外 部 委 託 等	■外部委託（☐クラウドコンピューティング） ☐複数の外部委託有 ☐指定管理者による管理⇒審査会承認 _____年 月 日
電子計算機結合	☐有【第12条第1項】 ☐1号(法令等)⇒法令等の名称：_____ ☐2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有)⇒審査会承認 _____年 月 日
個 人 情 報 の 保 存 期 間	1年 3年 5年 10年 永年 常用 その他（_____）

特別定額給付金事務の内容

- 1 基準日時点（4/27）の住民基本台帳から特別定額給付金対象者を抽出する
- 2 抽出した対象者のデータをもとに申請書等を印刷し、世帯主宛てに申請書等を郵送する
- 3 申請は、世帯主が申請書等を市に提出する
- 4 申請があったことをシステムに受け付ける
- 5 申請書類等により審査を行い、申請に不備があった場合は郵送等によりその旨を通知し、不備がない場合は支給等の決定をする
- 6 支給決定したものについて、世帯主の口座に入金する
- 7 支給を実施した旨を通知する
- 8 支給辞退等の申請があった場合、郵送等によりその旨を通知する
- 9 一定期間終了後、未申請の者に対しては、申請期限等の案内をする

特別定額給付金申請書

申請日	令和 年 月 日
令和2年4月27日時点の住民票所在市区町村	
市区町村長殿	



○ 世帯主(申請・受給者)

(フリガナ)	現 住 所	生年月日
氏 名		
プレプリント	プレプリント住所△プレプリント方書	明治・大正・昭和・平成
署名(又は記名押印)		年 月 日
(印)	日中に連絡可能な電話番号 ()	

下記の事項に同意の上、特別定額給付金を申請します。

- ① 受給資格の確認に当たり、公簿等で確認を行うことがあります。
- ② 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出をお願いします。また、他の市区町村に居住地の確認をさせていただくことがあります。
- ③ 市区町村が、下記に記載された受取口座に振込手続後、記載間違い等の事由により振り込みが完了せず、かつ、申請受付開始日から3ヶ月後の申請期限までに、市区町村が、世帯主(申請・受給者)又はその代理人に連絡・確認できない場合には、市区町村は当該申請が取り下げられたものと見なします。
- ④ 他の市区町村で特別定額給付金を受給した場合には、返還をしていただきます。
- ⑤ 住民基本台帳に記載されている者の属する世帯の世帯主以外の世帯員が、一定の事由により、特別定額給付金を受給していることが判明した場合には、返還をしていただきます。

○ 給付対象者(下記の記載内容を御確認ください。もし記載の誤りや右欄で受給を希望しない方があれば、朱書きで訂正してください)

	氏名	続柄	生年月日	給付金の受給を希望されない方は チェック欄(□)に×印を御記入ください
1				☐
2				☐
3				☐
4				☐
5				☐
6				☐
合計金額		円		

○ 受取方法 (希望する受取方法(下記のA又はB)のチェック欄(□)に『レ』を入れて、必要事項を御記入ください。)

☐ A 指定の金融機関口座(世帯主(申請・受給者)又はその代理人の口座に限ります。)への振込を希望

☐ この口座が当市区町村の水道料、住民税等の引落し、児童手当等の受給に現に使用している口座であって、世帯主(申請・受給者)の名義である場合(この場合は通帳やキャッシュカードのコピーを添付する必要があります。)

また、当該口座の確認について、水道部局、税部局等に照会を行うことを承諾します。

(希望する口座) ☐ 水道料引落口座 ☐ 住民税等の引落口座 ☐ 児童手当等の受給口座

【受取口座記入欄】(長期間入出金のない口座を記入しないでください。)

※通帳番号の記載誤りがないか再度御確認ください。通帳番号の記載誤りがあると、給付が遅れることがあります。

金融機関名 (ゆうちょ銀行を除く)	支 店 名	分類	口 座 番 号 (お読みでお書きください。)	(フリガナ) 口座名義
1 銀行 5 農協 2 金庫 6 漁協 3 信組 7 信漁連 4 信連	本・支店 本・支所 出張所 支店コード	1 普通 2 当座		

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は、※ 欄に御記入ください。)	通帳番号 (お読みでお書きください。)	(フリガナ) 口座名義
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金 通帳の見開き左上またはキャッシュ カードに記載された記号・番号をお書き ください。	※ 0		

○ B 本申請書を窓口で提出し、後日、給付(この場合は、申請書の郵送の必要はありません。)

(金融機関の口座がない方や金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方が対象となります。)

代理人が申請する場合は、裏面の代理申請(受給)に御記載ください。

(申請書裏面)

【代理申請(受給)を行う場合】

代理人	(フリガナ)	申請者との関係	代理人生年月日	代理人住所
	代理人氏名		明治・大正・昭和・平成	
			年 月 日	日中に連絡可能な電話番号 ()

上記の者を代理人と認め、 特別定額給付金の	申請・請求 受給 申請・請求及び受給	を委任します。 ← 法定代理の場合は、委任 方法の選択は不要です。	世帯主氏名	署名(又は記名押印) 
--------------------------	--------------------------	---	-------	---

申請者本人確認書類

写し貼り付け

・運転免許証のコピー ・マイナンバーカードのコピー ・健康保険証のコピー
・年金手帳のコピー 等

※ 代理申請(受給)を行う場合は、代理人の本人確認の写しも添付してください。

振込先金融機関口座確認書類

写し貼付け

通帳(口座番号が書かれた部分)のコピー
または
キャッシュカードのコピー 等

チェックリスト

(以下の項目について必ず御確認の上、確認後はチェック欄(□)にレを入れてください。)

- ☐ ① 御記入いただきました項目に記載漏れ、記載誤りがないか
再度御確認ください。
- ☐ ② 特に、御記入いただいた通帳番号と添付した通帳のコピーの番号が一致するこ
とを御確認ください。
- ☐ ③ 添付資料に漏れがないか御確認ください。

区 分 ☐ 共通 ☒ 個別

実施機関の名称		市長	届出部課等の名称		自然経済推進部商工観光課	
関係課等の名称						
届出年月日		令和2年4月17日	開始年月日	令和2年4月17日	最終変更年月日	
事務の名称		新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対する支援金等の支給に関する事務				
事務の目的		新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対し、支援金その他の給付金を支給し、経営を支援するとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に協力を求める。				
事務の概要		支援金等の交付申請書の提出を受け、支給の可否について審査し、支給する。支援金等の制度の案内を千葉県オープンデータサイトに掲載されている一覧及び各業種の組合等がホームページに掲載しているデータから情報を抽出した対象事業者に送付することもある。				
対象者		申請者（事業を営む個人）				
収集項目	要配慮個人情報	☐ 人種 ☐ 信条 ☐ 社会的身分 ☐ 健康情報 ☐ 障がい ☐ 犯罪関係 収集する理由【第7条第2項】 ☐ 1号(法令等)⇒法令等の名称： ☐ 2号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日				
	上記以外の項目	☒ 氏名 ☒ 住所 ☐ 年齢・生年月日 ☐ 性別 ☒ 連絡先 ☐ 個人番号 ☐ 個人識別符号 ☐ 本籍・国籍 ☐ 家族情報 ☒ 学業・職業等 ☐ 収入・支出 ☐ 資産 ☐ 税情報 ☐ 公的扶助 ☒ 店舗所在地 ☒ 振込口座 ☒ 事業を営んでいることが確認できる書類 （確定申告書控え、税務署へ提出した事業開始届及び営業許可証の写し）				
収集先		☒ 本人 ☐ 実施機関内部（ ） ☐ 他の実施機関（ ） ☒ 他の官公庁（千葉県 ） ☒ 民間・私人（各業種の組合等） ☐ その他（ ） 本人以外から収集している理由【第7条第3項】 ☐ 1号(法令等)⇒法令等の名称： ☐ 2号(本人同意) ☒ 3号(公の情報) ☐ 4号(緊急かつやむを得ない) ☐ 5号(所在不明等) ☐ 6号(他の実施機関から) ☐ 7号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日				
経常的な目的外利用・提供先		☐ 目的外利用有⇒利用する事務の名称： 主な利用項目（ ） ☐ 目的外提供有⇒利用する事務の名称： 主な提供項目（ ） （ ☐ 他の実施機関（ ） ☐ 他の官公庁（ ） ☐ その他（ ）） 目的外利用・提供の理由【第9条第1項】 ☐ 1号(法令等)⇒法令等の名称： ☐ 2号(本人同意) ☐ 3号(公の情報) ☐ 4号(緊急かつやむを得ない) ☐ 5号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日				
外部委託等		☐ 外部委託（ ☐ クラウドコンピューティング） ☐ 指定管理者による管理⇒審査会承認 年 月 日				
電子計算機結合		☐ 有【第12条第1項】 ☐ 1号(法令等)⇒法令等の名称： ☐ 2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有)⇒審査会承認 年 月 日				
個人情報の保存期間		1年 ☒ 3年 5年 10年 永年 常用 その他（ ）				

申請期限 令和2年5月29日(金) ※当日消印有効

野田市飲食店等協力金交付申請書(請求書)

令和 年 月 日

(宛先) 野田市長

住所

名称

申請者

代表者 印

連絡先 ()

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、外出の自粛が求められていることから、営業時間の短縮や休業等の適切な感染症防止対策を講じて協力いたしますので、野田市飲食店等協力金交付を申請(請求)します。

申請(請求)額 金100,000円

【振込先】

金融機関名		本支店名				分類					
銀行 農協 金庫 漁協 信組 信魚連信連		本・支店 本・支所・出張所				普通 当座					
		店番号									
口座番号 (右詰めでお書きください)		口座名義 (カタカナでお書きください)									

※申請者と飲食店の名称、住所が異なる場合は記入してください。

住所

名称

連絡先 ()

※別紙の記入例を参考に、必要事項を記入し、返信封筒にてご返送ください。

申請期限 令和2年5月15日(金) ※当日消印有効

野田市給食食材納入者支援金交付申請書(請求書)

令和 年 月 日

(宛先) 野田市長

住所

名称

申請者

代表者 印

連絡先 ()

野田市給食食材納入業者支援金の交付を申請(請求)します。

申請(請求)額 金 円

【振込先】

金融機関名		本支店名				分類					
銀行 農協 金庫 漁協 信組 信魚連信連		本・支店 本・支所・出張所				普通 当座					
		店番号									
口座番号 (右詰めでお書きください)		口座名義 (カタカナでお書きください)									

※市から給食食材の代金の支払い口座と同一の口座を記入してください。

【支援金算出根拠】

(平成31年4月納入実績) × 25%

円 × 25% = 円

※別紙の記入例を参考に、必要事項を記入し、返信封筒にてご返送ください。

申請期限 令和2年10月30日(金) ※当日消印有効

野田市経営支援対策給付金交付申請書(請求書)

令和 年 月 日

(宛先) 野田市長

住所

名称

申請者

代表者

連絡先 ()

野田市経営支援対策給付金交付を申請(請求)します。

申請(請求)額 金100,000円

【振込先】

金融機関名							本支店名				分類	
銀行 農協 金庫 漁協 信組 信魚連信連							本・支店 本・支所・出張所				普通 当座	
							店番号					
口座番号 (右詰めでお書きください)							口座名義 (カタカナでお書きください)					

ゆうちょ銀行を希望される場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」
(通帳の見開き下部に記載)を記入してください。

【添付書類】

- ◎振込先口座の通帳の写し(金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かるものを添付してください。)
- ◎セーフティネットの認定により市内事業所(店舗)に対して融資を受けたことが分かる書類の写し(金銭消費貸借契約書並びに信用保証協会より送付される信用保証決定のお知らせ)

※別紙の記入例を参考に、必要事項を記入し、返信封筒にてご返送ください。

申請期限 令和2年10月30日（金） ※当日消印有効

野田市個人事業者等協力金交付申請書（請求書）

令和 年 月 日

（宛先）野田市長

住所

名称

申請者

代表者

連絡先 ()

野田市個人事業者等協力金交付を申請（請求）します。
なお、裏面のとおり新型コロナウイルス感染の拡大防止への協力を努めます。

申請（請求）額 金100,000円

【振込先】

金融機関名		本支店名				分類					
銀行 農協 金庫 漁協 信組 信魚連信連		本・支店 本・支所・出張所				普通 当座					
		店番号									
口座番号 (右詰めでお書きください)		口座名義 (カタカナでお書きください)									

ゆうちょ銀行を希望される場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号（7桁）」
（通帳の見開き下部に記載）を記入してください。

【添付書類】

- ◎振込先口座の通帳の写し（口座名義人（カナ）、金融機関名、口座番号が分かるもの）
- ◎裏面《注意》記載の市内個人事業者等であることが分かるもの
 - ・市内の個人事業主（野田市民）の方
所在地（住所）が記入された受領印のある確定申告書の写し、個人事業の開業・廃止等届出書の写し、事業所得の記載がある納税証明書（その2所得金額用）など
 - ・正規職員が5人以下の市内の法人の方
納税地が野田市内である受領印のある確定申告書の写し、履歴事項全部証明書（本店が野田市内）など

※裏面の《注意》をご確認いただき、別紙の記入例を参考に必要事項を記入し、返信封筒にてご返送ください。

《裏面も必ず記入してください。》

申請期限 令和2年10月30日（金） ※当日消印有効

業 種	
-----	--

【感染の拡大防止対策】

※協力いただける防止対策の「実施の有無欄」に「○」を記入してください。

防止対策	実施の有無
営業時間の短縮	
1日以上の臨時休業	
間隔を空けての座席又は待合席等への案内	
店舗内の換気の励行	
入店人数の制限	
待合列の適度な間隔をとるような対策	
従業員（臨時職員を含む）の手洗いやマスク着用などの励行	
令和2年2月以降に来店不要サービス※を開始 ※「来店不要サービス」とは、市民が来店（外出）することなく目的が達成できるサービスで、例えば、自宅への宅配（お届け）や引取り、電話相談やインターネット相談など	
その他（他者にも知らせたい具体的な取組内容を記入してください。）	

※感染の拡大防止対策の取組状況を公表する場合があります。

《注意》

- （１）この野田市個人事業者等協力金の対象者は、市内の個人事業主（野田市民）または正規職員が５人以下の野田市内に本店のある法人（以下「市内個人事業者等」という。）を対象とします。ただし、野田市飲食店等協力金の交付を受けた又は受けている市内個人事業者等は交付対象外となります。
- （２）野田市内で複数の事業を営んでいる場合において、１事業者につき１申請とし、１０万円を限度に交付します。

申請期限 令和3年4月30日(金) ※当日消印有効

野田市小規模事業者経営支援対策給付金交付申請書(請求書)

令和 年 月 日

(宛先) 野田市長

住所 _____
名称 _____
申請者 代表者 _____ 印
連絡先 () _____

野田市小規模事業者支援対策給付金交付を申請(請求)します。

申請(請求)額 金100,000円

【振込先】

金融機関名		本支店名				分類					
銀行 農協 金庫 漁協 信組 信魚連信連		本・支店 本・支所・出張所				普通 当座					
		店番号									
口座番号 (右詰めでお書きください)		口座名義 (カタカナでお書きください)									

ゆうちょ銀行を希望される場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」
(通帳の見開き下部に記載)を記入してください。

【添付書類】

- ◎振込先口座の通帳の写し(口座名義人(カナ)、金融機関名、口座番号が分かるものを添付してください。)
- ◎新型コロナウイルス対策マル経融資事業者証明書

※別紙の記入例を参考に、必要事項を記入し、提出してください。

令和2年4月1日

（届出先）野田市長

届出者 野田市長

個人情報取扱事務登録簿変更届出書

事 務 の 名 称	市民相談事務
届出部課等の名称	企画財政部広報広聴課
変 更 年 月 日	令和2年4月1日
変 更 の 理 由	法律相談業務及び税務相談業務を外部に委託することとしたため。
変 更 内 容	外部委託等の欄に「外部委託有」を加える。
備 考	

令和2年7月10日

野田市情報公開・個人情報保護審査会
会長 須賀 昭徳 様

報告者 野田市長

個人情報取扱事務の委託に係る個人情報保護措置報告書

野田市個人情報保護条例第13条第3項の規定により、次のとおり報告いたします。

事務の名称	市民相談事務
届出部課等の名称	企画財政部広報広聴課
委託開始年月日	令和2年4月1日
委託する事務	法律相談業務及び税務相談業務
個人情報を保護するための措置	委託契約書に個人情報の保護に関する事項及び情報セキュリティ特記事項を付し、これを遵守させることとした。
備考	

個人情報取扱事務登録簿

		区		分		□共通 ■個別	
実施機関の名称		市長		届出部課等の名称		広報広聴課	
関係課等の名称							
届出年月日		H13. 4. 1		開始年月日		S44. 7. 17	
				最終変更年月日		R2. 4. 1	
事務の名称		市民相談事務					
事務の目的		市民の権利及び利益を擁護するため					
事務の概要		来庁時や電話による相談を受け、市役所職員若しくは各専門相談員が相談者に問題解決の糸口を見つけるための助言・アドバイスを行う。					
対象者		相談者					
収集項目	要配慮個人情報	☐ 人種 ☐ 信条 ☐ 社会的身分 ☐ 健康情報 ☐ 障がい ☐ 犯罪関係 収集する理由【第7条第2項】 ☐ 1号(法令等)⇒法令等の名称： ☐ 2号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日					
	上記以外の項目	☒ 氏名 ☒ 住所 ☒ 年齢・生年月日 ☐ 性別 ☒ 連絡先 ☐ 個人番号 ☐ 個人識別符号 ☐ 本籍・国籍 ☐ 家族情報 ☐ 学業・職業等 ☐ 収入・支出 ☐ 資産 ☐ 税情報 ☐ 公的扶助 ☒ 相談内容 ☐ ☐ ☐					
収集先		☒ 本人 ☐ 実施機関内部 () ☐ 他の実施機関 () ☐ 他の官公庁 () ☐ 民間・私人 () ☐ その他 () 本人以外から収集している理由【第7条第3項】 ☐ 1号(法令等)⇒法令等の名称： ☐ 2号(本人同意) ☐ 3号(公の情報) ☐ 4号(緊急かつやむを得ない) ☐ 5号(所在不明等) ☐ 6号(他の実施機関から) ☐ 7号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日					
経常的な目的外利用・提供先		☐ 目的外利用有⇒利用する事務の名称： 主な利用項目 () ☐ 目的外提供有⇒利用する事務の名称： 主な提供項目 () (☐ 他の実施機関 () ☐ 他の官公庁 ()) (☐ その他 ()) 目的外利用・提供の理由【第9条第1項】 ☐ 1号(法令等)⇒法令等の名称： ☐ 2号(本人同意) ☐ 3号(公の情報) ☐ 4号(緊急かつやむを得ない) ☐ 5号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日					
外部委託等		☒ 外部委託 (☐ クラウドコンピューティング) ☐ 複数の外部委託有 ☐ 指定管理者による管理⇒審査会承認 年 月 日					
電子計算機結合		☐ 有【第12条第1項】 ☐ 1号(法令等)⇒法令等の名称： ☐ 2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有)⇒審査会承認 年 月 日					
個人情報の保存期間		1年 ☒ 3年 5年 10年 永年 常用 その他 ()					

令和2年4月1日

（届出先）野田市長

届出者 野田市長

個人情報取扱事務登録簿変更届出書

事 務 の 名 称	各種相談員委嘱等事務
届出部課等の名称	企画財政部広報広聴課
変 更 年 月 日	令和2年4月1日
変 更 の 理 由	法律相談員及び税務相談員を外部に委託することとしたため。
変 更 内 容	① 収集先から次の内容を削る。「千葉県税理士会柏支部」
備 考	

個人情報取扱事務登録簿

		区		分		☐ 共通 ☒ 個別	
実施機関の名称		市長		届出部課等の名称		広報広聴課	
関係課等の名称							
届出年月日		H13. 4. 1		開始年月日		S24以前	
				最終変更年月日		R2. 4. 1	
事務の名称		各種相談員委嘱等事務					
事務の目的		市民が生活でのさまざまな問題や悩みごとを解決するための手助けとして市が行う各種相談業務のうち、専門的な知識・資格等を有する専門の相談員による相談を行うため					
事務の概要		相談員本人もしくは推薦先から連絡先や経歴等の情報の提出を受け、各専門相談員として適格かを判断した後、委嘱や依頼を行う。各人月1～2回の相談業務を担当。					
対象者		各専門相談員					
収集項目	要配慮個人情報	☐ 人種 ☐ 信条 ☐ 社会的身分 ☐ 健康情報 ☐ 障がい ☐ 犯罪関係 収集する理由【第7条第2項】 ☐ 1号(法令等)⇒法令等の名称： ☐ 2号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日					
	上記以外の項目	☒ 氏名 ☒ 住所 ☒ 年齢・生年月日 ☒ 性別 ☒ 連絡先 ☒ 個人番号 ☒ 個人識別符号 ☒ 本籍・国籍 ☐ 家族情報 ☒ 学業・職業等 ☐ 収入・支出 ☐ 資産 ☐ 税情報 ☐ 公的扶助 ☒ 振込先口座 ☐ 年 月 日 ☐ 年 月 日 ☐ 年 月 日					
収集先		☒ 本人 ☐ 実施機関内部 () ☐ 他の実施機関 () ☐ 他の官公庁 () ☒ 民間・私人(千葉県宅地建物取引業協会東葛支部) ☐ その他 () 本人以外から収集している理由【第7条第3項】 ☐ 1号(法令等)⇒法令等の名称： ☒ 2号(本人同意) ☐ 3号(公の情報) ☐ 4号(緊急かつやむを得ない) ☐ 5号(所在不明等) ☐ 6号(他の実施機関から) ☐ 7号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日					
経常的な目的外利用・提供先		☐ 目的外利用有⇒利用する事務の名称： 主な利用項目 () ☐ 目的外提供有⇒利用する事務の名称： 主な提供項目 () (☐ 他の実施機関 () ☐ 他の官公庁 ()) (☐ その他 ()) 目的外利用・提供の理由【第9条第1項】 ☐ 1号(法令等)⇒法令等の名称： ☐ 2号(本人同意) ☐ 3号(公の情報) ☐ 4号(緊急かつやむを得ない) ☐ 5号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日					
外部委託等		☐ 外部委託(☐ クラウドコンピューティング) ☐ 複数の外部委託有 ☐ 指定管理者による管理⇒審査会承認 年 月 日					
電子計算機結合		☐ 有【第12条第1項】 ☐ 1号(法令等)⇒法令等の名称： ☐ 2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有)⇒審査会承認 年 月 日					
個人情報の保存期間		1年 3年 5年 10年 ☒ 永年 常用 その他 ()					

第2号様式（第3条第4項）

令和2年 4月1日

（届出先）野田市長

届出者 野田市長

個人情報取扱事務登録簿変更届出書

事務の名称	下水道排水設備等計画（変更）確認申請事務
届出部課等の名称	土木部 下水道課
変更年月日	令和2年 4月 1日
変更の理由	排水設備工事未申請での工事を防止するため、建築計画概要書の閲覧を行うことにしたため。
変更内容	事務の概要欄に「未申請での排水設備工事を防止するため、建築計画概要書を閲覧し、建築主に連絡する事により申請を促す事がある。」を加える。 収集項目に「建築計画の概要」を加える。 収集先の欄に「実施機関内部（都市計画課）」を加え、本人以外から収集している理由として「1号(法令等)⇒法令等の名称：建築基準法」を加える。
備考	

個人情報取扱事務登録簿

		区 分		☐ 共通 ☒ 個別	
実施機関の名称		市長		届出部課等の名称 土木部下水道課	
関係課等の名称					
届出年月日		平成13年4月1日	開始年月日	昭和63年4月1日	最終変更年月日 令和2年4月1日
事務の名称		下水道排水設備等計画（変更）確認申請事務			
事務の目的		下水道の排水設備工事について、その責務を明確にするために、施工者、土地、家屋及び排水設備所有者について、申請書により提出させる。			
事務の概要		排水設備を工事しようとする者から、申請書の提出を受け、市において書類審査の上、確認通知書を通知し、工事完了後に申請者宅を訪問し、排水設備の完了検査を実施する。なお、未申請での排水設備工事を防止するため、建築計画概要書を閲覧し、建築主に連絡する事により申請を促す事がある。			
対象者		排水設備工事の申請者			
収集項目	要配慮個人情報	☐ 人種 ☐ 信条 ☐ 社会的身分 ☐ 健康情報 ☐ 障がい ☐ 犯罪関係 収集する理由【第7条第2項】 ☐ 1号(法令等)⇒法令等の名称： ☐ 2号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
	上記以外の項目	☒ 氏名 ☒ 住所 ☐ 年齢・生年月日 ☐ 性別 ☒ 連絡先 ☐ 個人番号 ☐ 個人識別符号 ☐ 本籍・国籍 ☒ 家族情報 ☐ 学業・職業等 ☐ 収入・支出 ☒ 資産 ☐ 税情報 ☐ 公的扶助 ☒ 建築計画の概要 ☐ ☐			
収集先		☒ 本人 ☒ 実施機関内部（都市計画課） ☐ 他の実施機関（ ） ☐ 他の官公庁（ ） ☒ 民間・私人（申請代理人） ☐ その他（ ） 本人以外から収集している理由【第7条第3項】 ☒ 1号(法令等)⇒法令等の名称：建築基準法 ☒ 2号(本人同意) ☐ 3号(公の情報) ☐ 4号(緊急かつやむを得ない) ☐ 5号(所在不明等) ☐ 6号(他の実施機関から) ☐ 7号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
経常的な目的外利用・提供先		☐ 目的外利用有⇒利用する事務の名称： 主な利用項目（ ） ☐ 目的外提供有⇒利用する事務の名称： 主な提供項目（ ） （ ☐ 他の実施機関（ ） ☐ 他の官公庁（ ） ☐ その他（ ）） 目的外利用・提供の理由【第9条第1項】 ☐ 1号(法令等)⇒法令等の名称： ☐ 2号(本人同意) ☐ 3号(公の情報) ☐ 4号(緊急かつやむを得ない) ☐ 5号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
外部委託等		☐ 外部委託（ ☐ クラウドコンピューティング） ☒ 複数の外部委託有 ☐ 指定管理者による管理⇒審査会承認 年 月 日			
電子計算機結合		☐ 有【第12条第1項】 ☐ 1号(法令等)⇒法令等の名称： ☐ 2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有)⇒審査会承認 年 月 日			
個人情報の保存期間		1年 3年 <u>5年</u> 10年 永年 常用 その他（ ）			

建築計画概要書（第一面）

建築主等の概要

【1. 建築主】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【2. 代理者】

【イ. 資格】（ ） 建築士 （ ） 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】（ ） 建築士事務所 （ ） 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【3. 設計者】

（代表となる設計者）

【イ. 資格】（ ） 建築士 （ ） 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】（ ） 建築士事務所 （ ） 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 作成又は確認した設計図書】

（その他の設計者）

【イ. 資格】（ ） 建築士 （ ） 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】（ ） 建築士事務所 （ ） 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 作成又は確認した設計図書】

【イ. 資格】（ ） 建築士 （ ） 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】（ ） 建築士事務所 （ ） 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 作成又は確認した設計図書】

【イ. 資格】（ ） 建築士 （ ） 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】（ ） 建築士事務所 （ ） 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト.作成又は確認した設計図書】

(構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者)
上記の設計者のうち、

□建築士法第20条の2第1項の表示をした者

【イ.氏名】

【ロ.資格】構造設計一級建築士交付第

号

□建築士法第20条の2第3項の表示をした者

【イ.氏名】

【ロ.資格】構造設計一級建築士交付第

号

□建築士法第20条の3第1項の表示をした者

【イ.氏名】

【ロ.資格】設備設計一級建築士交付第

号

【イ.氏名】

【ロ.資格】設備設計一級建築士交付第

号

【イ.氏名】

【ロ.資格】設備設計一級建築士交付第

号

□建築士法第20条の3第3項の表示をした者

【イ.氏名】

【ロ.資格】設備設計一級建築士交付第

号

【イ.氏名】

【ロ.資格】設備設計一級建築士交付第

号

【イ.氏名】

【ロ.資格】設備設計一級建築士交付第

号

【4. 建築設備の設計に関し意見を聴いた者】

(代表となる建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

【イ.氏名】

【ロ.勤務先】

【ハ.郵便番号】

【ニ.所在地】

【ホ.電話番号】

【ヘ.登録番号】

【ト.意見を聴いた設計図書】

(その他の建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

【イ.氏名】

【ロ.勤務先】

【ハ.郵便番号】

【ニ.所在地】

【ホ.電話番号】

【ヘ.登録番号】

【ト.意見を聴いた設計図書】

【イ.氏名】

【ロ.勤務先】

【ハ.郵便番号】

【ニ.所在地】

【ホ.電話番号】

【ヘ.登録番号】

【ト.意見を聴いた設計図書】

【イ.氏名】

【ロ.勤務先】

【ハ.郵便番号】

【ニ.所在地】

【ホ. 電話番号】
【ヘ. 登録番号】
【ト. 意見を聴いた設計図書】

【5. 工事監理者】

(代表となる工事監理者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
【ロ. 氏名】
【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】
【ホ. 所在地】
【ヘ. 電話番号】
【ト. 工事と照合する設計図書】

(その他の工事監理者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
【ロ. 氏名】
【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】
【ホ. 所在地】
【ヘ. 電話番号】
【ト. 工事と照合する設計図書】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
【ロ. 氏名】
【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】
【ホ. 所在地】
【ヘ. 電話番号】
【ト. 工事と照合する設計図書】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
【ロ. 氏名】
【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】
【ホ. 所在地】
【ヘ. 電話番号】
【ト. 工事と照合する設計図書】

【6. 工事施工者】

【イ. 氏名】
【ロ. 営業所名】 建設業の許可 () 第 号

【ハ. 郵便番号】
【ニ. 所在地】
【ホ. 電話番号】

【7. 備考】

建築計画概要書（第二面）

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】			
【2. 住居表示】			
【3. 都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】			
☐ 都市計画区域内（ ☐ 市街化区域 ☐ 市街化調整区域 ☐ 区域区分非設定） ☐ 準都市計画区域内 ☐ 都市計画区域及び準都市計画区域外			
【4. 防火地域】 ☐ 防火地域 ☐ 準防火地域 ☐ 指定なし			
【5. その他の区域、地域、地区又は街区】			
【6. 道路】			
【イ. 幅員】			
【ロ. 敷地と接している部分の長さ】			
【7. 敷地面積】			
【イ. 敷地面積】	(1)	()	()
	(2)	()	()
【ロ. 用途地域等】	()	()	()
【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】			
	()	()	()
【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】			
	()	()	()
【ホ. 敷地面積の合計】	(1)		
	(2)		
【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】			
【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】			
【チ. 備考】			
【8. 主要用途】（区分 ）			
【9. 工事種別】			
☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 用途変更 ☐ 大規模の修繕 ☐ 大規模の模様替			
【10. 建築面積】	(申請部分	(申請以外の部分	(合計
【イ. 建築面積】	(	(	(
【ロ. 建蔽率】			
【11. 延べ面積】	(申請部分	(申請以外の部分	(合計
【イ. 建築物全体】	(	(	(
【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】	(	(	(
【ハ. エレベーターの昇降路の部分】	(	(	(
【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】	(	(	(
【ホ. 自動車車庫等の部分】	(	(	(
【ヘ. 備蓄倉庫の部分】	(	(	(
【ト. 蓄電池の設置部分】	(	(	(
【チ. 自家発電設備の設置部分】	(	(	(
【リ. 貯水槽の設置部分】	(	(	(
【ヌ. 宅配ボックスの設置部分】	(	(	(

【ル.住宅の部分】 () () ()
【エ.老人ホーム等の部分】 () () ()

【リ.延べ面積】

【カ.容積率】

【12.建築物の数】

【イ.申請に係る建築物の数】

【ロ.同一敷地内の他の建築物の数】

【13.建築物の高さ等】 (申請に係る建築物) (他の建築物)

【イ.最高の高さ】 () ()

【ロ.階数】 地上 () ()
地下 () ()

【ハ.構造】 造 一部 造

【ニ.建築基準法第56条第7項の規定による特例の適用の有無】 ☐有 ☐無

【ホ.適用があるときは、特例の区分】

☐道路高さ制限不適用 ☐隣地高さ制限不適用 ☐北側高さ制限不適用

【14.許可・認定等】

【15.工事着手予定年月日】 年 月 日

【16.工事完了予定年月日】 年 月 日

【17.特定工程工事終了予定年月日】 (特定工程)

(第 回) 年 月 日 ()

(第 回) 年 月 日 ()

(第 回) 年 月 日 ()

【18.建築基準法第12条第3項の規定による検査を要する防火設備の有無】

☐有 ☐無

【19.その他必要な事項】

付近見取図

配置図

（注意）

1. 第一面及び第二面関係

- ① これらは第二号様式の第二面及び第三面の写しに代えることができます。この場合には、最上段に「建築計画概要書（第一面）」及び「建築計画概要書（第二面）」と明示してください。
- ② 第一面の5欄及び6欄は、それぞれ工事監理者又は工事施工者が未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。この場合には、特定行政庁が届出のあった旨を明示した上で記入します。

2. 第三面関係

- ① 付近見取図には、方位、道路及び目標となる地物を明示してください。
- ② 配置図には、縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員を明示してください。

第2号様式（第3条第4項）

令和2年4月1日

（届出先）野田市長

届出者 野田市長

個人情報取扱事務登録簿変更届出書

事 務 の 名 称	建築確認申請等審査事務
届出部課等の名称	都市部 都市計画課 建築指導担当
変 更 年 月 日	令和2年4月1日
変 更 の 理 由	下水道排水設備等計画（変更）確認申請事務において、排水設備工事未申請での工事を防止するため、建築計画概要書の閲覧を行うことにしたため。
変更内容	経常的な目的外利用・提供先の欄に「目的外利用有⇒利用する事務の名称：下水道の接続工事受付事務」、 「主な利用項目（建築確認申請者の氏名・建築物の地番・建築計画の概要）」を、同欄の理由として「1号（法令等）⇒法令等の名称：建築基準法」を加える。
備 考	

別記第1号様式（第3条第3項）

個人情報取扱事務登録簿

		区 分		☐ 共通 ☒ 個別	
実施機関の名称		市長		届出部課等の名称 都市部 都市計画課建築指導担当	
関係課等の名称					
届出年月日		H13.4.1	開始年月日	H9.9.1	最終変更年月日 R2.4.1
事務の名称		建築確認申請等審査事務			
事務の目的		建築基準法に基づく建築確認等申請について、審査を行い建築基準法を適正に運用する。			
事務の概要		建築基準法に基づく建築確認等申請書が提出されたときは、審査を行い済証等の発行を行う。建築確認申請は、法第12条8項に基づき必要事項を記載した台帳を保存し、申請があったときは、建築台帳記載証明書を発行する。			
対象者		建築基準法に基づく各種申請を行う者			
収 集 項 目	要配慮個人情報	☐ 人種 ☐ 信条 ☐ 社会的身分 ☐ 健康情報 ☐ 障がい ☐ 犯罪関係 収集する理由【第7条第2項】 ☐ 1号(法令等)⇒法令等の名称： ☐ 2号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
	上記以外の項目	☒ 氏名 ☒ 住所 ☐ 年齢・生年月日 ☐ 性別 ☒ 連絡先 ☐ 個人番号 ☐ 個人識別符号 ☐ 本籍・国籍 ☐ 家族情報 ☐ 学業・職業等 ☐ 収入・支出 ☐ 資産 ☐ 税情報 ☐ 公的扶助 ☒ 建築場所、用途、構造、階数、床面積 ☐ ☐			
収 集 先		☒ 本人 ☐ 実施機関内部（ ） ☐ 他の実施機関（ ） ☐ 他の官公庁（ ） ☐ 民間・私人（ ） ☐ その他（ ） 本人以外から収集している理由【第7条第3項】 ☐ 1号(法令等)⇒法令等の名称： ☐ 2号(本人同意) ☐ 3号(公の情報) ☐ 4号(緊急かつやむを得ない) ☐ 5号(所在不明等) ☐ 6号(他の実施機関から) ☐ 7号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
経常的な目的外利用・提供先		☒ 目的外利用有⇒利用する事務の名称：固定資産税・都市計画税（土地・家屋）賦課事務 主な利用項目（建築確認申請者の氏名・建築物の地番 ） ☐ 目的外提供有⇒利用する事務の名称： 主な提供項目（ ） （ ☐ 他の実施機関（ ） ☐ 他の官公庁（ ） ☐ その他（ ）） 目的外利用・提供の理由【第9条第1項】 ☒ 1号(法令等)⇒法令等の名称：建築基準法 ☐ 2号(本人同意) ☐ 3号(公の情報) ☐ 4号(緊急かつやむを得ない) ☐ 5号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
経常的な目的外利用・提供先		☒ 目的外利用有⇒利用する事務の名称：下水道の接続工事受付事務 主な利用項目（建築確認申請者の氏名・建築物の地番・建築計画の概要） ☐ 目的外提供有⇒利用する事務の名称： 主な提供項目（ ） （ ☐ 他の実施機関（ ） ☐ 他の官公庁（ ） ☐ その他（ ））			

	目的外利用・提供の理由【第9条第1項】 ☒ 1号(法令等)⇒法令等の名称：建築基準法 ☐ 2号(本人同意) ☐ 3号(公の情報) ☐ 4号(緊急かつやむを得ない) ☐ 5号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日
外部委託等	☐ 外部委託（ ☐ クラウドコンピューティング） ☐ 複数の外部委託有 ☐ 指定管理者による管理⇒審査会承認 年 月 日
電子計算機結合	☐ 有【第12条第1項】 ☐ 1号(法令等)⇒法令等の名称：_____ ☐ 2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有)⇒審査会承認 年 月 日
個人情報の 保存期間	1年 3年 5年 10年 永年 常用 <u>その他</u> （ 15年、台帳は永年 ）

第2号様式（第3条第4項）

令和2年6月1日

（届出先）野田市長

届出者 野田市長

個人情報取扱事務登録簿変更届出書

事 務 の 名 称	野田市土地譲渡益重課制度に係る優良住宅認定事務
届出部課等の名称	都市部 都市計画課 建築指導担当
変 更 年 月 日	令和2年6月1日
変 更 の 理 由	適用期限が令和元年12月31日から令和4年12月31日まで延長されたため。
変 更 内 容	事務の概要から期限の表記を削り、「野田市土地譲渡益重課制度に係る優良住宅認定事務に関する規則に基づき、申請書を受理し、内容を審査し、認定書を交付する。」に変更する。
備 考	

個人情報取扱事務登録簿

		区 分		☐ 共通 ☒ 個別	
実施機関の名称		市長		届出部課等の名称 都市部 都市計画課建築指導担当	
関係課等の名称					
届出年月日		H13.4.1	開始年月日	H9.9.1	最終変更年月日 R2.6.1
事務の名称		野田市土地譲渡益重課制度に係る優良住宅認定事務			
事務の目的		租税特別措置法に基づき優良な宅地供給に対する重課の適用を除外する。			
事務の概要		野田市土地譲渡益重課制度に係る優良住宅認定事務に関する規則に基づき、申請書を受理し、内容を審査し、認定書を交付する。			
対象者		申請者			
収集項目	要配慮個人情報	☐ 人種 ☐ 信条 ☐ 社会的身分 ☐ 健康情報 ☐ 障がい ☐ 犯罪関係 収集する理由【第7条第2項】 ☐ 1号(法令等)⇒法令等の名称： ☐ 2号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
	上記以外の項目	☒ 氏名 ☒ 住所 ☐ 年齢・生年月日 ☐ 性別 ☒ 連絡先 ☐ 個人番号 ☐ 個人識別符号 ☐ 本籍・国籍 ☐ 家族情報 ☐ 学業・職業等 ☐ 収入・支出 ☐ 資産 ☐ 税情報 ☐ 公的扶助 ☐ 年 月 日 ☐ 年 月 日 ☐ 年 月 日			
収集先		☒ 本人 ☐ 実施機関内部 () ☐ 他の実施機関 () ☐ 他の官公庁 () ☐ 民間・私人 () ☐ その他 () 本人以外から収集している理由【第7条第3項】 ☐ 1号(法令等)⇒法令等の名称： ☐ 2号(本人同意) ☐ 3号(公の情報) ☐ 4号(緊急かつやむを得ない) ☐ 5号(所在不明等) ☐ 6号(他の実施機関から) ☐ 7号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
経常的な目的外利用・提供先		☐ 目的外利用有⇒利用する事務の名称： 主な利用項目 () ☐ 目的外提供有⇒利用する事務の名称： 主な提供項目 () (☐ 他の実施機関 () ☐ 他の官公庁 ()) (☐ その他 ()) 目的外利用・提供の理由【第9条第1項】 ☐ 1号(法令等)⇒法令等の名称： ☐ 2号(本人同意) ☐ 3号(公の情報) ☐ 4号(緊急かつやむを得ない) ☐ 5号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
外部委託等		☐ 外部委託 (☐ クラウドコンピューティング) ☐ 複数の外部委託有 ☐ 指定管理者による管理⇒審査会承認 年 月 日			
電子計算機結合		☐ 有【第12条第1項】 ☐ 1号(法令等)⇒法令等の名称： ☐ 2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有)⇒審査会承認 年 月 日			
個人情報の保存期間		1年 3年 5年 10年 永年 常用 その他 ()			

事 務 連 絡

令和 2 年 3 月 31 日

各都道府県 担当者 殿

国土交通省土地・建設産業局不動産市場整備課

住 宅 局 住 宅 総 合 整 備 課

租税特別措置法の改正に伴う優良宅地認定等の事務の取扱いについて

土地譲渡益重課制度等に係る優良宅地認定等の事務の実施については、従来ご協力いただいているところですが、今般、令和 2 年度税制改正大綱を踏まえた租税特別措置法の改正が行われ、一般土地譲渡益重課制度及び短期土地譲渡益重課制度の適用停止措置並びに長期譲渡所得課税の特例の適用期限の 3 年延長が決定しました。

これに伴い、下記の留意事項をご理解頂いた上で適正な事務の執行を図るとともに、本事務連絡の趣旨について貴管下市町村に対し周知を図るようお願い致します。

記

I 一般土地譲渡益重課制度関係

平成 10 年 1 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間の時限措置とされていた一般土地譲渡益重課制度の適用停止措置は令和 5 年 3 月 31 日まで延長されることとなる。従って、法人の長期所有（5 年超）の土地の譲渡等が令和 5 年 3 月 31 日までに行われる場合、当該土地の譲渡等について、一般土地譲渡益重課制度を適用除外とすることを目的とした以下の認定については、原則、行う必要がないものである。

1. 優良宅地認定

都道府県知事の認定（租税特別措置法第 6 2 条の 3 第 4 項第 1 4 号ハ）

2. 優良住宅認定

都道府県知事又は市町村長の認定（租税特別措置法第 6 2 条の 3 第 4 項第 1 5 号ニ）

II 短期土地譲渡益重課制度関係

平成 10 年 1 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間の時限措置とされていた法人の短期土地譲渡益重課制度及び個人の事業所得等に係る短期土地譲渡益重課制度の適用停止措置は令和 5 年 3 月 31 日まで延長されることとなる。従って、法人及び個人の短期所有（5 年以内）の土地の譲渡が令和 5 年 3 月 31 日までに行われる場合、当該土地の譲渡等について、短期土地譲渡益重課制度を適用除外とすることを目的とした以下の認定については、原則、行う必要がないものである。

1. 優良宅地認定

都道府県知事又は市町村長若しくは特別区の区長の認定

（租税特別措置法第 2 8 条の 4 第 3 項第 5 号イ及び第 7 号イ、第 6 3 条第 3 項第 5 号イ及び第 7 号イ

並びに第68条の69第3項第5号イ及び第7号イ)

2. 優良住宅認定

都道府県知事又は市町村長若しくは特別区の区長の認定

(租税特別措置法第28条の4第3項第6号及び第7号ロ、第63条第3項第6号及び第7号ロ並びに第68条の69第3項第6号及び第7号ロ)

3. 特定住宅用地認定

都道府県知事又は政令指定市の長の認定

(租税特別措置法施行令第19条第11項、第38条の5第9項及び第39条の9第9項)

4. 適正価格認定

都道府県知事又は政令指定都市の長による価格審査

(租税特別措置法施行令第19条第12項及び第16項、第38条の5第10項及び第14項並びに第39条の9第10項及び第14項)

III 長期譲渡所得課税の特例関係

適用期限が令和元年12月31日までとされていた個人の長期所有(5年超)の土地の譲渡が行われる場合の優良住宅地等の造成事業等のために土地等の譲渡を行う場合の特例措置は令和4年12月31日まで延長されることとなる。従って、この特例措置の適用を目的とした以下の認定については、従来と同様に取り扱う必要があるものである。

1. 優良宅地認定

都道府県知事の認定(租税特別措置法第31条の2第2項第14号ハ)

2. 優良住宅認定

都道府県知事又は市町村長の認定(租税特別措置法第31条の2第2項第15号ニ)

IV 留意事項

○ 一般土地譲渡益重課制度及び短期土地譲渡益重課制度の適用除外を目的とする優良宅地認定等の申請を行おうとする者に対し、今回の税制改正の内容について十分な説明を行い、当該認定が不要であることについて十分に説明すること。また、それでもなお申請が行われた場合には、一旦納付された認定事務の手数料は返還されない旨を申請者に対して周知した上で、申請を受理すること。

【担当】国土交通省土地・建設産業局不動産市場整備課 企画係 石井

Tel:03-5253-8381(直通) Mail: ishii-m26u@mlit.go.jp

住宅局住宅総合整備課 企画指導係 市川

Tel:03-5253-8502(直通) Mail: ichikawa-y2ri@mlit.go.jp

		区	分	☐ 共通	☒ 個別
実施機関の名称		市長		届出部課等の名称 都市部 都市計画課	
関係課等の名称					
届出年月日		令和2年6月30日	開始年月日	令和2年7月1日	最終変更年月日
事務の名称		低未利用土地等確認書の交付事務			
事務の目的		租税特別措置法に規定する低未利用土地等の譲渡に係る所得税及び個人住民税の特例措置の適用を受けるために必要となる低未利用土地等確認書を交付する。			
事務の概要		低未利用土地等確認申請書の提出を受け、低未利用土地等であることを確認した場合には確認書の交付を行う。			
対象者		申請者、土地の譲受人及び宅地建物取引業者			
収集項目	要配慮個人情報	☐ 人種 ☐ 信条 ☐ 社会的身分 ☐ 健康情報 ☐ 障がい ☐ 犯罪関係 収集する理由【第7条第2項】 ☐ 1号(法令等)⇒法令等の名称： ☐ 2号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
	上記以外の項目	☒ 氏名 ☒ 住所 ☐ 年齢・生年月日 ☐ 性別 ☒ 連絡先 ☐ 個人番号 ☐ 個人識別符号 ☐ 本籍・国籍 ☐ 家族情報 ☐ 学業・職業等 ☐ 収入・支出 ☒ 資産 ☐ 税情報 ☐ 公的扶助 ☐ _____ ☐ _____ ☐ _____ ☐ _____			
収集先		☒ 本人 ☐ 実施機関内部（ ） ☐ 他の実施機関（ ） ☐ 他の官公庁（ ） ☒ 民間・私人（申請者） ☐ その他（ ） 本人以外から収集している理由【第7条第3項】 ☒ 1号(法令等)⇒法令等の名称：租税特別措置法 ☒ 2号(本人同意) ☒ 3号(公の情報) ☐ 4号(緊急かつやむを得ない) ☐ 5号(所在不明等) ☐ 6号(他の実施機関から) ☐ 7号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
経常的な目的外利用・提供先		☐ 目的外利用有⇒利用する事務の名称： 主な利用項目（ ） ☐ 目的外提供有⇒利用する事務の名称： 主な提供項目（ ） （ ☐ 他の実施機関（ ） ☐ 他の官公庁（ ） ☐ その他（ ）） 目的外利用・提供の理由【第9条第1項】 ☐ 1号(法令等)⇒法令等の名称： ☐ 2号(本人同意) ☐ 3号(公の情報) ☐ 4号(緊急かつやむを得ない) ☐ 5号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
外部委託等		☐ 外部委託（ ☐ クラウドコンピューティング） ☐ 指定管理者による管理⇒審査会承認 年 月 日			
電子計算機結合		☐ 有【第12条第1項】 ☐ 1号(法令等)⇒法令等の名称： ☐ 2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有)⇒審査会承認 年 月 日			
個人情報の保存期間		1年 3年 5年 10年 永年 常用 ☐ その他(土地の譲渡があった年の翌年から7年)			

特例措置の適用のための手続き

■ 手続きの流れ

売主から、物件所在地の市区町村へ確認書の交付申請

市区町村が（宅建業者等と連携して）確認を実施

譲渡された土地・建物が都市計画区域内にある低未利用土地等であること

買主が購入した土地・建物を利用する意向があること

- 宅建業者が仲介を行う場合：宅建業者が買主に利用意向を確認し、宅建業者・買主が署名した様式を提出
- 相対で取引を行う場合：買主が利用意向を記載し、署名した様式を提出

その他の要件

- 譲渡の年の1月1日において所有期間が5年を超えること
- 申請のあった土地等と一筆であった土地から前年又は前々年に分筆された土地等につき、確認書を当該申請者に交付した実績

市区町村が確認書を発行

点線より上部を記入の上、申請者→市区町村
市区町村による確認後、点線より下部を記入の上、市区町村→申請者→税務署

別記様式①－１

低未利用土地等確認申請書

年 月 日

住所

電話番号

氏名

印

下記土地又は当該土地の上に存する権利（以下「土地等」という。）は、下記譲渡日において、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 2 項に規定する都市計画区域内にある租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 35 条の 3 第 1 項に規定する低未利用土地等（土地基本法（平成元年法律第 84 号）第 13 条第 4 項に規定する低未利用土地又は当該低未利用土地の上に存する権利）に該当しますので確認願います。

土地等の所在地	
譲 渡 日	年 月 日

（注）申請者は、申請日、住所・電話番号・氏名及び上記太枠内を記入して譲渡した土地等が所在する市区町村に提出すること。

（切り取らないでください。）

低未利用土地等確認書

上記土地等が都市計画区域内にある低未利用土地等に該当すること、当該低未利用土地等の譲渡後の利用及び譲渡の年の 1 月 1 日において当該低未利用土地等の所有期間が 5 年を超えることについて確認しました。（租税特別措置法第 35 条の 3 第 1 項）

確認年月日	年 月 日
確認を行った市区町村長	印

上記土地等と一筆であった土地からその年の前年又は前々年に分筆された土地等の有無	有・無
上記が「有」の場合、当該分筆された土地等につき低未利用土地等確認書を今回の申請者に交付した実績の有無	有・無

（注） 申請者は記入しないこと

別記様式①－２

低 未 利 用 土 地 等 の 譲 渡 前 の 利 用 に つ い て

年 月 日

(宅地建物取引業者による署名)

住所 _____

氏名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

印

宅地建物取引業の免許番号

() 第 号

連絡担当者 _____

電話番号 _____

下記の土地又は当該土地の上に存する権利 (以下「土地等」という。) の譲渡前の利用状況について、下記の通り確認しておりますので、その内容をここに証します。

記

土地等の所在地	
売買契約年月日	年 月 日
譲渡前の利用の用途	☐ 空き地 ☐ 空き家 ☐ 空き店舗 ☐ コインパーキング ☐ その他 ()

(注) 1 本様式は、宅地建物取引業者が記入すること。

2 利用の用途については、「その他」を選択した場合は必ず具体的な利用用途を記載すること。

市区町村記載欄

*確認申請書 (様式①－１) の受付番号及び年月日	第 号 年 月 日
*確認書 (様式①－１) の交付番号及び年月日	第 号 年 月 日

別記様式②－１（宅地建物取引業者の仲介により譲渡した場合）

低未利用土地等の譲渡後の利用について

年 月 日

（宅地建物取引業者による署名）

住所 _____

氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

印

宅地建物取引業の免許番号

（ ） 第 号

連絡担当者 _____

電話番号 _____

私/当社が売買取引を仲介した下記の土地又は当該土地の上に存する権利（以下「土地等」という。）については、当該取引の買主より、当該取引時点において取引後に当該土地等を利用する意向を有することについて下記の通り確認しておりますので、その内容をここに証します。

記

土地等の所在地	
売買契約年月日	年 月 日
土地等の利用開始予定時期（見込み）	年 月 日頃
利用の用途（見込み） ※ 複数選択可	☐ 住宅 ☐ 店舗 ☐ 事務所 ☐ 工場・作業場 ☐ コインパーキング ☐ その他の事業利用 ☐ その他（ ）

- （注） 1 本様式は、宅地建物取引業者の仲介により取引を行った場合において、宅地建物取引業者（買主側、売主側、買主側・売主側両方のいずれでも可）が記入すること。ただし、「買主による署名」欄のみ、宅地建物取引業者の求めに応じて買主が署名すること。
- 2 既に利用を開始している場合にあっては、その開始日及び利用の用途について記入すること。
- 3 利用の用途については、「その他」を選択した場合は必ず具体的な利用用途を記載すること。
- 4 本様式を記入した宅地建物取引業者は、買主の個人情報保護のため、封をすること等により売主が内容を確認できないよう配慮した上で、売主の求めに応じて売主に渡すこと。

なお、上記の土地等については、税制特例措置の政策的な目的に鑑みて、今後、地方創生、まちづくり等の観点で、利用状況について市区町村から問合せをすることがありますので、ご協力ください。

（買主による署名）

氏名（個人以外の者にあっては名称及び代表者氏名）

印

市区町村記載欄

*確認申請書（様式①－１）の受付番号及び年月日	第 号 年 月 日
*確認書（様式①－１）の交付番号及び年月日	第 号 年 月 日

申請者→市区町村

別記様式②－２（宅地建物取引業者を介さず相対取引にて譲渡した場合）

低未利用土地等の譲渡後の利用について

年 月 日

住所

氏名（個人以外の者にあつては名称及び代表者氏名）

印

電話番号

私/当社/当団体が購入した下記の土地又は当該土地の上に存する権利（以下「土地等」という。）については、取引後に当該土地を利用する意向を有することについての下記の通り申し述べます。

記

土地等の所在地	
売買契約年月日	年 月 日
土地等の利用開始予定時期（見込み）	年 月 日頃
利用の用途（見込み） ※ 複数選択可	☐ 住宅 ☐ 店舗 ☐ 事務所 ☐ 工場・作業場 ☐ コインパーキング ☐ その他の事業利用 ☐ その他（具体的な利用用途： ）

（注）１ 本様式は、宅地建物取引業者を介さず相対取引を行った場合において、売主の求めに応じ、買主が署名すること。

２ 既に利用を開始している場合にあつては、その開始日及び利用の用途について記載して提出すること。

３ 利用の用途については、「その他」を選択した場合は必ず具体的な利用用途を記載すること。

なお、上記の土地等については、税制特例措置の政策的な目的に鑑みて、今後、地方創生、まちづくり等の観点で、利用状況について市区町村から問合せをすることがありますので、ご協力ください。

市区町村記載欄

*確認申請書（様式①）の受付番号及び年月日	第 号 年 月 日
*確認書（様式①）の交付番号及び年月日	第 号 年 月 日

宅地建物取引業者→申請者→市区町村

別記様式③（宅地建物取引業者が譲渡後の利用について確認した場合）

低 未 利 用 土 地 等 の 譲 渡 後 の 利 用 に つ い て

年 月 日

（宅地建物取引業者による署名）

住所

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

印

宅地建物取引業の免許番号

（ ） 第 号

連絡担当者

電話番号

下記の土地又は当該土地の上に存する権利（以下「土地等」という。）については、確認時点において下記のとおり利用されていることを確認しておりますので、その内容をここに証します。

記

土地等の所在地	
確認年月日	年 月 日
譲渡後の利用の用途 ※ 複数選択可	☐ 住宅 ☐ 店舗 ☐ 事務所 ☐ 工場・作業場 ☐ コインパーキング ☐ その他の事業利用 ☐ その他（ ）

（注） 1 本様式は、宅地建物取引業者が記入すること。

2 利用の用途については、「その他」を選択した場合は必ず具体的な利用用途を記載すること。

3 本様式を記入した宅地建物取引業者は、買主の個人情報保護のため、封をすること等により売主が内容を
確認できないよう配慮した上で、売主の求めに応じて売主に渡すこと。

市区町村記載欄

*確認申請書（様式①－１）の受付番号及び年月日	第 号 年 月 日
*確認書（様式①－１）の交付番号及び年月日	第 号 年 月 日

令和2年7月29日

（届出先）野田市長

届出者 野田市長

個人情報取扱事務登録簿変更届出書

事務の名称	野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会に関する事務
届出部課等の名称	保健福祉部障がい者支援課
変更年月日	令和2年7月29日
変更の理由	野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会において、新たな専門部会として児童福祉法第56条の6第2項に基づく日常生活を営むために医療を必要とする障がい者等の支援について協議の場を設けるため。
変更内容	・事務の目的に児童福祉法第56条の6第2項に基づく協議会を運営することを加える。 ・事務の概要の協議内容に日常生活を営むために医療を必要とする障がい者等の支援の取組を加える。
備考	

個人情報取扱事務登録簿

		区 分		☐ 共通 ☒ 個別	
実施機関の名称		市長		届出部課等の名称 保健福祉部 障がい者支援課	
関係課等の名称					
届出年月日		H19.3.22	開始年月日	H19.4.1	最終変更年月日 R2.7.29
事務の名称		野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会に関する事務			
事務の目的		障がい者への支援体制の整備を図ること及び、障がいを理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うことを協議すること。 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第89条の3第1項、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）第17条第1項及び児童福祉法第56条の6第2項に基づく協議会を運営すること。			
事務の概要		協議会は、本会と専門部会で構成し、協議する内容は、障がい者等の支援の困難事例の対応、関係機関との連携及び支援体制、障がいを理由とする差別を解消するための取組、日常生活を営むために医療を要する障がい者等の支援の取組等とする。 本会の委員の委嘱、任命期間は2年間とし、定数は要綱で定める。また、専門部会については、本会が必要に応じて設置し、委員のうちから会長が指名した者及び委員の推薦に基づき市長が委嘱した者並びに職員のうちから市長が任命した者をもって構成する。部会の協議内容については本会で報告し、情報共有を行う。			
対象者		障がい者、関係者、野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会委員			
収集項目	要配慮個人情報	☐ 人種 ☐ 信条 ☐ 社会的身分 ☒ 健康情報 ☒ 障がい ☐ 犯罪関係 収集する理由【第7条第2項】 ☒ 1号(法令等)⇒法令等の名称：野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会設置要綱 ☐ 2号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
	上記以外の項目	☒ 氏名 ☒ 住所 ☒ 年齢・生年月日 ☒ 性別 ☒ 連絡先 ☐ 個人番号 ☐ 個人識別符号 ☐ 本籍・国籍 ☒ 家族情報 ☒ 学業・職業等 ☐ 収入・支出 ☐ 資産 ☐ 税情報 ☒ 公的扶助			
収集先		☒ 本人 ☐ 実施機関内部（ ） ☐ 他の実施機関（ ） ☒ 他の官公庁（千葉県、警察署） ☒ 民間・私人（関係者（家族、支援者）障害福祉サービス事業所、医療機関、訪問看護ステーション等） ☒ その他（相談支援事業所の運営者、相談員） 本人以外から収集している理由【第7条第3項】 ☒ 1号(法令等)⇒法令等の名称：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律及び児童福祉法 ☐ 2号(本人同意) ☐ 3号(公の情報) ☐ 4号(緊急かつやむを得ない) ☐ 5号(所在不明等) ☐ 6号(他の実施機関から) ☐ 7号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
経常的な目的外利用・提供先		☐ 目的外利用有⇒利用する事務の名称： _____ 主な利用項目（ _____ ） ☐ 目的外提供有⇒利用する事務の名称： _____ 主な提供項目（ _____ ） （ ☐ 他の実施機関（ _____ ） ☐ 他の官公庁（ _____ ） ☐ その他（ _____ ） ）			

	目的外利用・提供の理由【第9条第1項】 ☐ 1号(法令等)⇒法令等の名称： ☐ 2号(本人同意) ☐ 3号(公の情報) ☐ 4号(緊急かつやむを得ない) ☐ 5号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日
外部委託等	☐ 外部委託(☐ クラウドコンピューティング) ☐ 複数の外部委託有 ☐ 指定管理者による管理⇒審査会承認 年 月 日
電子計算機結合	☐ 有【第12条第1項】 ☐ 1号(法令等)⇒法令等の名称： ☐ 2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有)⇒審査会承認 年 月 日
個人情報 保存期間	1年 3年 5年 10年 永年 常用 その他 ()

令和２年７月 日
障がい者支援課
（内線 2171）

**野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会設置要綱の改正
について（【仮称】医療的ケア児者支援部会の設置）**

掲題について、国の基本指針に基づき、平成３０年度から令和２年度を計画期間とする第５期野田市障がい福祉計画及び第１期障がい児福祉計画において、「医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設ける」ことを目標に掲げており、野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会設置要綱を改正することで、専門部会（【仮称】医療的ケア児者支援部会）を新たに設置し協議の場としての機能を持たせるものです。

１ 【仮称】医療的ケア児者支援部会の設置について

①設置目的

障がい福祉計画の目標に設定したとおり、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設け、医療的ケア児に限らず医療的ケアを必要とする人やその家族が地域で安心して生活できる地域の支援体制を整備することを目的とします。

②協議内容

医療的ケアを必要とする人やその家族が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関において、情報を共有し必要な支援について検討します。また、将来的にはあおい空やあさひ育成園等の医療的ケアの必要となる人が通所する施設での支援体制についても検討する場としていきたいと考えております。

③委員構成

活発な意見交換を促すため、協議会の規模は１５名程度で別紙のとおり想定しております。

2 主要な改正内容

- ① 第1条（設置）に児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の6第2項の規定に基づき日常生活を営むために医療を必要とする状態にある障がい児が、その心身の状況に応じた支援を受けられるよう、関係機関との連絡調整を行う体制を整備することを追記する。
- ② 第2条（所管事務）に日常生活を営むために医療を必要とする状態にある障がい者等の支援並びに関係者の連携及び支援の体制に関することを加える。

3 施行日

公布の日から施行する。

4 今後のスケジュール

- 7月 3日 第1回自立支援協議会及び基本計画推進協議会において【仮称】医療的ケア児者支援部会設置を提案し承諾を得た。
- 7月13日 概要説明・市長了承期限
- 7月14日 付議要求書提出期限（正午×）
- 7月20日 調整会議
- 7月29日 主管者会議
- 8月 5日 情報公開・個人情報保護審査会付議
- 8月上旬～ 想定委員に委員委嘱を打診、推薦を得る。
- 10月中旬 第2回自立支援協議会本会において委員案の承認を得る。
- 1月 第3回専門部会の実施期間に合せて第1回部会を開催
- 1月 第3回基本計画推進協議会において、第1回部会開催を報告
- 2月 第3回自立支援協議会本会において、第1回部会開催を報告

○想定委員

分野	関係機関 ※国関係通知による	人数	想定委員（推薦）	理由
保健	保健所	1	野田健康福祉センター	小児慢性疾病等事業
	市母子健康福祉担当	1	野田市保健センター	市と医療機関とのハブ
医療	診療所・病院	1	野田市医師会	医療専門知識 かかりつけ医
	訪問看護ステーション	1	訪問看護事業者	福祉に繋がらない在宅医療
障がい福祉	障害児入所施設	1	管理者	市内に事業者が存在しないため、市外施設を想定
	障害児（者）支援事業所	1	野田市立あさひ育成園	受入れ施設（就学前）
		1	野田市立あおい空	受入れ施設（大人）
		1	放課後等デイサービス事業者	受入れ施設（就学時）
	相談支援事業所	1	基幹相談支援センター	社会資源との連携
		1	野田市立こだま学園	児童相談支援
保育	保育所等	1	野田市保育課	重度障がいを伴わない医療的ケア児
教育	学校	1	小中学校校長会	重度障がいを伴わない医療的ケア児
		1	市教育委員会指導課	特別支援教育・就学相談
		1	野田市立特別支援学校	医療的ケア児就学校
当事者	—	1	重症心身障がい児関係団体	肢体不自由児者父母の会
合計		15		

○参考（近隣市設置状況）

市名	設置	設置年度 体系	計画への 記載	委員数	要 綱
松戸市	有	単独協議会	有	25 名	有
柏市	有	単独協議会	有	18 名	有
鎌ヶ谷市	有	自立支援協議会の作業 グループとして	有	10 名	無
流山市	無	— （地域資源が無いため）	有	—	—
我孫子市	無	— （地域資源が無いため）	有	—	—
野田市 （予定）	有		有	15 名程度	有

第2号様式（第3条第4項）

令和2年7月1日

（届出先）野田市長

届出者 野田市長

個人情報取扱事務登録簿変更届出書

事務の名称	ひとり暮らし老人等配食サービス事業に関する事務
届出部課等の名称	保健福祉部高齢者支援課
変更年月日	令和2年7月1日
変更の理由	① 利用者負担金（原材料費等の実費相当額）の請求事務を委託業務としたため。 ② 実施規則を改正し、「老人」を「高齢者」に表現を改めたため。 ③ 実施規則を改正し、配食サービス事業者が利用者の安否を確認して異常を認めるときに連絡することとしたため。
変更内容	① 事務の名称 「ひとり暮らし高齢者等配食サービス事業に関する事務」に改める。 ② 事務の目的 安否確認を行う表記を加える。 ③ 事務の概要 市が利用者負担金の請求を行う部分の表記を委託業者が行う表記に改める。 ④ 収集項目の要配慮個人情報の欄の法令の名称を「ひとり暮らし老人等配食サービス事業実施規則」から「ひとり暮らし高齢者等配食サービス事業実施規則」に改める。
備考	

--	--

個人情報取扱事務登録簿

		区 分		☐ 共通 ☒ 個別	
実施機関の名称		市長		届出部課等の名称 保健福祉部 高齢者支援課	
関係課等の名称					
届出年月日		平成13年4月1日	開始年月日	平成12年4月1日	最終変更年月日 令和2年7月1日
事務の名称		ひとり暮らし高齢者等配食サービス事業に関する事務			
事務の目的		食事の支度が困難なひとり暮らしの高齢者等に対し、食生活の改善と健康増進を図るとともに、安否確認を行うため配食サービスを実施するもの。			
事務の概要		配食サービスを利用しようとする者等から申請を受け、市において書類審査及び本人との面接を行った後、利用の可否を決定し通知書を送付する。あわせて委託業者へ利用を決定した者の情報を提供する。委託業者は、市の指示に従って配食を行い、利用者負担金の徴収を行う。 年に1回、市は、利用者の現況調査を実施し、緊急連絡先、居宅介護事業所、介護支援専門員、健康状況などの確認を行い、委託業者と情報を共有する。			
対象者		申請者、配食サービス利用者、利用者負担分支払者			
収集項目	要配慮個人情報	☐ 人種 ☐ 信条 ☐ 社会的身分 ☒ 健康情報 ☒ 障がい ☐ 犯罪関係 収集する理由【第7条第2項】 ☒ 1号(法令等)⇒法令等の名称：ひとり暮らし高齢者等配食サービス事業実施規則 ☐ 2号(公益上特に必要)⇒審査会承認：平成 年 月 日			
	上記以外の項目	☒ 氏名 ☒ 住所 ☒ 年齢・生年月日 ☒ 性別 ☒ 連絡先 ☐ 個人番号 ☐ 個人識別符号 ☐ 本籍・国籍 ☒ 家族情報 ☐ 学業・職業等 ☐ 収入・支出 ☐ 資産 ☐ 税情報 ☐ 公的扶助 ☒ 医療機関 ☒ 身体状況 ☒ 住宅状況 ☒ 利用者との続柄 ☒ 利用サービスの状況 ☒ 経済状況 ☒ 健康状態 ☒ 身体状況 ☒ 食に関する状況 ☒ 利用する居宅介護支援事業所及び相談機関の情報 ☒ 担任する介護支援専門員の情報 ☒ アレルギー			
収集先		☒ 本人 ☒ 実施機関内部（市民課） ☐ 他の実施機関（ ） ☐ 他の官公庁（ ） ☒ 民間・私人（親族、介護支援専門員 ） ☐ その他（ ） 本人以外から収集している理由【第7条第3項】 ☐ 1号(法令等)⇒法令等の名称： ☒ 2号(本人同意) ☐ 3号(公の情報) ☐ 4号(緊急かつやむを得ない) ☐ 5号(所在不明等) ☐ 6号(他の実施機関から) ☐ 7号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
経常的な目的外利用・提供先		☐ 目的外利用有⇒利用する事務の名称： 主な利用項目（ ） ☐ 目的外提供有⇒利用する事務の名称： 主な提供項目（ ） （ ☐ 他の実施機関（ ） ☐ 他の官公庁（ ） ☐ その他（ ）） 目的外利用・提供の理由【第9条第1項】 ☐ 1号(法令等)⇒法令等の名称： ☐ 2号(本人同意) ☐ 3号(公の情報) ☐ 4号(緊急かつやむを得ない) ☐ 5号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
外部委託等		☒ 外部委託（ ☐ クラウドコンピューティング） ☐ 複数の外部委託有 ☐ 指定管理者による管理⇒審査会承認 年 月 日			
電子計算機結合		☐ 有【第12条第1項】 ☐ 1号(法令等)⇒法令等の名称： ☐ 2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有)⇒審査会承認 年 月 日			
個人情報の		1年 3年 5年 10年 永年 常用 [その他] (利用終了の翌年度から5年間)			

野田市ひとり暮らし高齢者等配食サービス事業について

1 事業の概要

ひとり暮らし高齢者等に配食サービスを提供し、食生活の改善及び健康の増進を図るとともに、利用者の安否確認を行います。

- (1) 対象者 食事の支度が困難なひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦
- (2) 配食日等 年中無休で夕食の配食を行う。
- (3) 安否確認 手渡しで配食し、不在の場合は再度訪問する。2度目の訪問時も不在の場合は、委託業者は市に連絡を入れ、最終的には市職員が安否確認を行う。

2 委託先の変更等

介護保険制度が定着し、民間の配食事業が充実してきたことから、令和2年度から事業者選定を競争入札に改め、これまで随意指定していた社会福祉法人・医療法人の3者から民間事業者へと委託先が変更となりました。

今回の変更に合わせて、利用者の利便性向上及び事務の効率化を図るため、これまで市が行ってきた利用者負担金（原材料費等の実費相当額）の請求事務を委託業務へと変更したことから、個人情報事務登録簿の変更を行うものです。

令和2年6月15日

（届出先）野田市長

届出者 野田市長

個人情報取扱事務登録簿変更届出書

事務の名称	乳幼児健康診査及び精密健康診査に関する事務
届出部課等の名称	保健福祉部保健センター
変更年月日	令和2年 6 月 15 日
変更の理由	個人が健診結果をマイナポータルで閲覧できるようにするとともに、乳幼児健康診査の受診の有無について市町村間で情報連携するため、個人番号を利用した事務とするもの。
変更内容	登録簿の収集項目、収集先、経常的な目的外利用・提供先、電子計算結合の項目について ・収集項目：個人番号を追加 ・収集先：他の官公庁（他市区町村）を追加 ・本人以外から収集している理由：1号（法令等）母子保健法、母子保健法施行規則を追加 ・電子計算機結合：有、1号（法令等）番号法を追加
備考	

個人情報取扱事務登録簿

		区 分		☐ 共通 ☒ 個別	
実施機関の名称		市長		届出部課等の名称 保健福祉部 保健センター	
関係課等の名称					
届出年月日		H13.3.27	開始年月日		S40.8.1 最終変更年月日 R2.6.15
事務の名称		乳幼児健康診査及び精密健康診査に関する事務			
事務の目的		母子保健法に基づき、児の発育・発達の確認と病気の早期発見を行い、適切な指導を行うとともに、保護者の育児知識の普及を図る。			
事務の概要		野田市が住民を対象とする乳幼児に対し、健康診査を適切に行い、母子保健向上を図るためには、市民の居住・生年月日及び検診の受診履歴に関する正確な情報が整備されていないとしないため、母子保健法に基づき以下の事務を行っている。 (1) 届出の受理及び届出に係る事実の確認（低体重児健康診査に限る。） (2) 乳幼児健診対象者の抽出及び通知の発送 (3) 乳幼児健康診査実施 健診当日、保護者が記入した個人票をもとに問診にて必要事項を聞き取る。計測、内科診察で、児の発育・発達や異常の有無、育児状況の確認をし、必要に応じ、個別相談（育児、栄養）や精密健康診査票を交付する。 (4) 乳幼児健康診査の結果の管理 (5) 健診の結果で要観察・要医療・要指導等の処遇に応じた必要な対応を行う。 (6) 実施状況及び結果の報告 (7) 乳幼児健康診査未受診者の管理			
対象者		対象乳幼児及びその保護者			
収集項目	要配慮個人情報	☐ 人種 ☐ 信条 ☐ 社会的身分 ☒ 健康情報 ☒ 障がい ☐ 犯罪関係 収集する理由【第7条第2項】 ☒ 1号(法令等)⇒法令等の名称： 母子保健法 ☐ 2号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
	上記以外の項目	☒ 氏名 ☒ 住所 ☒ 年齢・生年月日 ☒ 性別 ☒ 連絡先 ☒ 個人番号 ☐ 個人識別符号 ☐ 本籍・国籍 ☒ 家族情報 ☒ 学業・職業等 ☐ 収入・支出 ☐ 資産 ☐ 税情報 ☐ 公的扶助 ☒ 振込先口座 ☐ 年 月 日			
収集先		☒ 本人 ☒ 実施機関内部（保育課） ☐ 他の実施機関（ ） ☒ 他の官公庁（他市区町村） ☐ 民間・私人（ ） ☐ その他（ ） 本人以外から収集している理由【第7条第3項】 ☒ 1号(法令等)⇒法令等の名称： 母子保健法・母子保健法施行規則 ☒ 2号(本人同意) ☐ 3号(公の情報) ☐ 4号(緊急かつやむを得ない) ☐ 5号(所在不明等) ☐ 6号(他の実施機関から) ☐ 7号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
経常的な目的外利用・提供先		☒ 目的外利用有⇒利用する事務の名称： 家庭児童相談関係事務 主な利用項目（氏名、住所、生年月日、性別、健康情報等） ☐ 目的外提供有⇒利用する事務の名称： 主な提供項目（ ） { ☐ 他の実施機関（ ） ☐ 他の官公庁（ ） ☐ その他（ ） } 目的外利用・提供の理由【第9条第1項】 ☐ 1号(法令等)⇒法令等の名称： ☐ 2号(本人同意) ☐ 3号(公の情報) ☐ 4号(緊急かつやむを得ない) ☐ 5号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			

外 部 委 託 等	☒ 外部委託（ ☒ クラウドコンピューティング） ☐ 複数の外部委託有 ☐ 指定管理者による管理⇒審査会承認 年 月 日
電 子 計 算 機 結 合	☒ 有【第12条第1項】 ☒ 1号(法令等)⇒法令等の名称： 番号法 ☐ 2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有)⇒審査会承認 年 月 日
個 人 情 報 の 保 存 期 間	1年 3年 5年 10年 永年 常用 その他（ ）

第2号様式（第3条第4項）

令和2年7月1日

（届出先）野田市長 鈴木 有 様

届出者 野田市長

個人情報取扱事務登録簿変更届出書

事 務 の 名 称	妊産婦・新生児・乳児全戸訪問指導に関する事務
届出部課等の名称	健康福祉部保健センター
変 更 年 月 日	令和2年 7月 1 日
変 更 の 理 由	個人が妊産婦・新生児・乳児全戸訪問指導の指導結果をマイナポータルで閲覧できるようにするとともに、市町村間で情報連携するため、個人番号を利用した事務とするもの。
変 更 内 容	登録簿の収集先について 変更前：他の官公庁（里帰り先市町村） 変更後：他の官公庁（他市区町村） 本人以外から収集している理由に1号（法令等） 母子保健法 母子保健法施行規則 を追加
備 考	

個人情報取扱事務登録簿

		区 分		☐ 共通 ☒ 個別	
実施機関の名称		市長		届出部課等の名称 保健福祉部 保健センター	
関係課等の名称					
届出年月日		H9.4.1	開始年月日	S36.4.1	最終変更年月日 R2,7.1
事務の名称		妊産婦・新生児・乳児全戸訪問指導に関する事務			
事務の目的		母子保健法第11条及び児童福祉法第6条の3第4項により、すべての新生児・乳児の家庭を訪問し子育ての孤立化を防ぎ、居宅において子育て支援に対する必要な情報提供を行うとともに、様々な不安や悩みを聴取し、要支援家庭の早期対応を図る。			
事務の概要		・出生連絡票を提出してもらい、産婦へ電話連絡を取り訪問の日程調整をする。自宅もしくはは里帰り先に訪問する。 ・出生連絡票の提出がなかった場合は、抽出し妊娠届時に把握している電話番号に連絡を取り訪問する。 ・市外から依頼のあった新生児・妊産婦に対しても新生児訪問を行う。野田市から市外へ新生児訪問を依頼することもある。			
対象者		出生した全ての新生児・乳児及び妊産婦			
収集項目	要配慮個人情報	☐ 人種 ☐ 信条 ☐ 社会的身分 ☒ 健康情報 ☒ 障がい ☐ 犯罪関係 収集する理由【第7条第2項】 ☒ 1号(法令等)⇒法令等の名称：母子保健法 児童福祉法 ☐ 2号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
	上記以外の項目	☒ 氏名 ☒ 住所 ☒ 年齢・生年月日 ☒ 性別 ☒ 連絡先 ☒ 個人番号 ☐ 個人識別符号 ☐ 本籍・国籍 ☒ 家族情報 ☒ 学業・職業等 ☐ 収入・支出 ☐ 資産 ☐ 税情報 ☐ 公的扶助 ☐ 年 月 日 ☐ 年 月 日 ☐ 年 月 日			
収集先		☒ 本人 ☒ 実施機関内部(保健センター)) ☐ 他の実施機関() ☒ 他の官公庁(他市区町村)) ☐ 民間・私人() ☒ その他(医療機関)) 本人以外から収集している理由【第7条第3項】 ☒ 1号(法令等)⇒法令等の名称：母子保健法・母子保健法施行規則 ☒ 2号(本人同意) ☐ 3号(公の情報) ☐ 4号(緊急かつやむを得ない) ☐ 5号(所在不明等) ☐ 6号(他の実施機関から) ☐ 7号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
経常的な目的外利用・提供先		☐ 目的外利用有⇒利用する事務の名称： 主な利用項目() ☐ 目的外提供有⇒利用する事務の名称： 主な提供項目() (☐ 他の実施機関() ☐ 他の官公庁()) (☐ その他()) 目的外利用・提供の理由【第9条第1項】 ☐ 1号(法令等)⇒法令等の名称： ☐ 2号(本人同意) ☐ 3号(公の情報) ☐ 4号(緊急かつやむを得ない) ☐ 5号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
外部委託等		☒ 外部委託(クラウドコンピューティング) ☒ 複数の外部委託有 ☐ 指定管理者による管理⇒審査会承認 年 月 日			
電子計算機結合		☒ 有【第12条第1項】 ☒ 1号(法令等)⇒法令等の名称：番号法 ☐ 2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有)⇒審査会承認 年 月 日			
個人情報の保存期間		1年 3年 ☒ 5年 10年 永年 常用 その他()			

(3~4か月、1歳6か月、3歳)

- 市町村保健センター等で実施されることが多い
- 健診結果は問診票とともに紙媒体で保管されることが多い

【対応例】
データ標準化ソフトに基づき
データ登録ができるよう把握項目
の見直しを行う

○一部医療機関へ委託実施している場合、支払い請求とともに市町村で結果を把握する（複写式の健診受診票等を用いる）

＜データ化の方法＞

市町村既存システム
(母子保健システム等)

【対応例】(2019年6月以降)
データ標準レイアウトに基づきデータ登録ができるよう既存システム等の改修を行う

○健診結果を既存システム（母子保健システム等）上で管理している場合が多い。
○既存業務システムで管理する情報のデータ形式等は市町村ごとに異なる。

データ標準レイアウト
※2019年7月策定予定

Código	Descrição	Unidade	Quantidade		Valor Unitário	Valor Total	Observações
			Quantidade	Valor			
1	100 kg	100	1	100	100	100	
2	200 kg	200	1	200	200	200	
3	300 kg	300	1	300	300	300	
4	400 kg	400	1	400	400	400	
5	500 kg	500	1	500	500	500	
6	600 kg	600	1	600	600	600	
7	700 kg	700	1	700	700	700	
8	800 kg	800	1	800	800	800	
9	900 kg	900	1	900	900	900	
10	1000 kg	1000	1	1000	1000	1000	
11	1100 kg	1100	1	1100	1100	1100	
12	1200 kg	1200	1	1200	1200	1200	
13	1300 kg	1300	1	1300	1300	1300	
14	1400 kg	1400	1	1400	1400	1400	
15	1500 kg	1500	1	1500	1500	1500	
16	1600 kg	1600	1	1600	1600	1600	
17	1700 kg	1700	1	1700	1700	1700	
18	1800 kg	1800	1	1800	1800	1800	
19	1900 kg	1900	1	1900	1900	1900	
20	2000 kg	2000	1	2000	2000	2000	
21	2100 kg	2100	1	2100	2100	2100	
22	2200 kg	2200	1	2200	2200	2200	
23	2300 kg	2300	1	2300	2300	2300	
24	2400 kg	2400	1	2400	2400	2400	
25	2500 kg	2500	1	2500	2500	2500	
26	2600 kg	2600	1	2600	2600	2600	
27	2700 kg	2700	1	2700	2700	2700	
28	2800 kg	2800	1	2800	2800	2800	
29	2900 kg	2900	1	2900	2900	2900	
30	3000 kg	3000	1	3000	3000	3000	
31	3100 kg	3100	1	3100	3100	3100	
32	3200 kg	3200	1	3200	3200	3200	
33	3300 kg	3300	1	3300	3300	3300	
34	3400 kg	3400	1	3400	3400	3400	
35	3500 kg	3500	1	3500	3500	3500	
36	3600 kg	3600	1	3600	3600	3600	
37	3700 kg	3700	1	3700	3700	3700	
38	3800 kg	3800	1	3800	3800	3800	
39	3900 kg	3900	1	3900	3900	3900	
40	4000 kg	4000	1	4000	4000	4000	
41	4100 kg	4100	1	4100	4100	4100	
42	4200 kg	4200	1	4200	4200	4200	
43	4300 kg	4300	1	4300	4300	4300	
44	4400 kg	4400	1	4400	4400	4400	
45	4500 kg	4500	1	4500	4500	4500	
46	4600 kg	4600	1	4600	4600	4600	
47	4700 kg	4700	1	4700	4700	4700	
48	4800 kg	4800	1	4800	4800	4800	
49	4900 kg	4900	1	4900	4900	4900	
50	5000 kg	5000	1	5000	5000	5000	
51	5100 kg	5100	1	5100	5100	5100	
52	5200 kg	5200	1	5200	5200	5200	

【対応例】(2020年7月以降)
自治体中間サーバーデータベースの副本登録を行う

マイナンバー制度にまつく自治体中間サーバー

- 行政 (Executive)
- 立法 (Legislative)
- 司法 (Judicial)
- 防衛 (Defense)
- 税 (Tax)

- 自治体中間サーバーは地方公共団体に一つずつあり、情報ネットワークシステムで情報連携が可能。
- 乳幼児健診は既にマイナンバー制度の「番号利用事務」に規定されている。

轉居先市町村

乳幼児健診の受診の有無等の電子化した情報について、転居時に市町村間で引き継がれる

假設受檢口	○A口
假設受檢時片數	○口片
片長	○mm
片厚	mm
片重	g
片速	mm/s

最低限電子化するべき情報が情報運搬される（法改正）

個人

マイナポータルを活用し、子ども時代に受ける健診、妊婦健診、予防接種等の個人の健康情報を一元的に確認できる

マイナポータル

〇〇〇日
〇〇〇月
〇〇時
〇〇分
〇〇秒
〇〇ミリ秒

マイナポータル

標準的な電子的記録様式に基づく項目（データ標準レイアウトの自己情報開示事務に規定された項目）が閲覧可能

個人情報取扱事務登録簿

		区		分		☐ 共通 ☒ 個別	
実施機関の名称		市長		届出部課等の名称		保健福祉部 保健センター	
関係課等の名称							
届出年月日		R2. 7. 20		開始年月日		R2. 7. 27	
事務の名称		新生児特別定額給付金の給付に関する事務					
事務の目的		特別定額給付金の基準日にかかわらず、令和2年度中に生まれた全ての子どもの健やかな成長を応援するとともに、子育て世帯を支援することを目的として、国が支給する特別定額給付金の対象外となる新生児を対象に、国の特別定額給付金と同額の給付金を市独自に支給する。					
事務の概要		・申請者：令和2年4月27日時点で野田市に住民登録があり、申請日まで引き続き住民登録が野田市にある保護者であって対象となる新生児（R2. 4. 28以後に出生し、野田市に住民登録された子ども）の保護者であるもの。 ・支給額：対象となる新生児1人につき10万円（所得制限は設けない。） ・申請方法： (1) 7月27日以降に出生届の手続をする方：出生届の手続後に、保健センター4階子ども支援室又は関宿保健センターに来所し申請する。当日に申請ができない方は、申請書類を郵送し、必要事項を記入した申請書、その他必要書類を同封の返信用封筒で返送する。 (2) 7月26日までに出生届の手続を済ませている方：市から申請書を送付し、必要事項を記入した申請書、その他必要書類を同封の返信用封筒で返送する。 ・必要書類 (1) 母子健康手帳（出生届出済証明のページ）のコピー (2) 振込先の口座番号等がわかる通帳またはキャッシュカードのコピー (3) 申請者の本人確認ができる運転免許証等のコピー					
対象者		申請者及び対象児童					
収集項目	要配慮個人情報	☐ 人種 ☐ 信条 ☐ 社会的身分 ☐ 健康情報 ☐ 障がい ☐ 犯罪関係 収集する理由【第7条第2項】 ☐ 1号(法令等)⇒法令等の名称： ☐ 2号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日					
	上記以外の項目	☒ 氏名 ☒ 住所 ☒ 生年月日 ☒ 性別 ☒ 連絡先 ☐ 個人番号 ☐ 個人識別符号 ☐ 本籍・国籍 ☒ 家族情報 ☐ 学業・職業等 ☐ 収入・支出 ☐ 資産 ☐ 税情報 ☐ 公的扶助 ☒ 振込先口座 ☐ 年 月 日					
収集先		☒ 本人 ☐ 実施機関内部（ ） ☐ 他の実施機関（ ） ☐ 他の官公庁（ ） ☐ 民間・私人（ ） ☐ その他（ ） 本人以外から収集している理由【第7条第3項】 ☐ 1号(法令等)⇒法令等の名称： ☒ 2号(本人同意) ☐ 3号(公の情報) ☐ 4号(緊急かつやむを得ない) ☐ 5号(所在不明等) ☐ 6号(他の実施機関から) ☐ 7号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日					

経常的な目的外 利用・提供先	☐ 目的外利用有⇒利用する事務の名称：_____ 主な利用項目（_____） ☐ 目的外提供有⇒利用する事務の名称：_____ 主な提供項目（_____） ☐ 他の実施機関（_____） ☐ 他の官公庁（_____） ☐ その他（_____） 目的外利用・提供の理由【第9条第1項】 ☐ 1号(法令等) ⇒法令等の名称：_____ ☐ 2号(本人同意) ☐ 3号(公の情報) ☐ 4号(緊急かつやむを得ない) ☐ 5号(公益上特に必要)⇒審査会承認：_____年 月 日
外 部 委 託 等	☐ 外部委託（☐ クラウドコンピューティング） ☐ 複数の外部委託有 ☐ 指定管理者による管理⇒審査会承認 _____年 月 日
電 子 計 算 機 結 合	☐ 有【第12条第1項】 ☐ 1号(法令等)⇒法令等の名称：_____ ☐ 2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有)⇒審査会承認 _____年 月 日
個 人 情 報 の 保 存 期 間	1年 3年 5年 10年 永年 常用 その他（_____）

新生児特別定額給付金について

特別定額給付金の基準日にかかわらず、令和2年度中に生まれた全ての子どもの健やかな成長を応援するとともに、子育て世帯を支援することを目的として、国が支給する特別定額給付金の対象外となる新生児を対象に、国の特別定額給付金と同額の給付金を市独自に支給します。

1 対象となる新生児

- ・ 令和2年4月28日から令和3年4月1日までに生まれ、野田市に住民登録をした子ども
- ・ 令和2年4月27日（特別定額給付金基準日）時点で野田市に住民登録があり、申請日まで引き続き住民登録が野田市にある母親が出産した子ども

2 申請者

令和2年4月27日時点で野田市に住民登録があり、申請日まで引き続き住民登録が野田市にある保護者

※申請ができない事情がある場合は、保健センターまでご相談ください。

3 支給額

対象となる新生児1人につき10万円（所得制限は設けない。）

4 申請方法

(1) 7月27日以降に出生届の手続をする方

出生届の手続後に、保健センター4階子ども支援室又は関宿保健センターに来所していただき、申請してください。

当日に申請ができない方は、申請書類を郵送いたしますので、必要事項を記入した申請書、その他必要書類を同封の返信用封筒にてご返送ください。

(2) 7月26日までに出生届の手続を済ませている方

市から申請書を送付しますので、必要事項を記入した申請書、その他必要書類を同封の返信用封筒にてご返送ください。

(3) 必要書類

- ① 母子健康手帳（出生届出済証明のページ）の写し
- ② 振込先の口座番号等がわかるものの写し
（例：通帳またはキャッシュカードのコピー）
- ③ 申請者の身分確認ができるものの写し
（例：運転免許証等のコピー）

5 申請期限

令和3年6月30日（水曜日）まで

令和 年 月 日

(宛先) 野田市長

野田市新生児特別定額給付金交付申請書兼請求書

野田市新生児特別定額給付金の交付について、下記の事項に同意のうえ、次のとおり申請及び請求します。

1 申請者

(フリガナ) 氏名	生年月日	住所・連絡先
	年 月 日	〒 ☎ ()

2 対象新生児

(フリガナ) 氏名	続柄	性別	生年月日
			令和 年 月 日

3 申請額及び請求額

対象新生児数	人	申請額・請求額	円
--------	---	---------	---

※対象新生児1人につき10万円になります。

4 振込口座

金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協	本店・支店 出張所
口座種類	普通 ・ 当座	
口座番号		
フリガナ 口座名義		

【同意事項】

- (1) 受給資格の確認に当たり、公簿等で確認を行うことがあります。
- (2) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出をお願いします。
また、他の市区町村に居住地の確認をさせていただくことがあります。

個人情報取扱事務登録簿

		区 分		☐ 共通 ☒ 個別	
実施機関の名称		市長		届出部課等の名称 健康福祉部 保健センター	
関係課等の名称					
届出年月日		R2.5.1	開始年月日	R2.5.1	最終変更年月日
事務の名称		妊婦タクシー助成事業に関する事務			
事務の目的		新型コロナウイルス感染症予防対策として、重症化リスクの高い妊婦が妊婦健康診査や出産時に医療機関等へタクシーで通院する際の料金の一部を助成する。			
事務の概要		・申請者：申請時及びタクシー利用時、野田市に居住し住民基本台帳法に規定する住民基本台帳に記録されている者で、野田市の母子健康手帳の交付を受けた妊産婦 ・支給額：妊婦一般健康診査、妊婦歯科健診、体調不良時の通院、出産のための入院時、出産後の退院時、左記のいずれかの目的でタクシーを利用した際の、自宅—医療機関間の移動に要した運賃の2分の1。なおタクシー利用1回につき2,000円を上限。令和2年5月1日以降の乗車分が対象 ・申請方法：交付申請書に下記の必要書類を添付して、子ども支援室または関宿保健センターに持参もしくは郵送し申請する。 ① 利用したタクシーの領収書（原本） ② 母子健康手帳（妊婦健康診査等の受診日がわかるページ）（写し） ③ 医療機関の受診を証明できる領収書等（写し）※ 妊婦健診以外の目的の場合 ・申請期限：出産の日から起算して1年以内 ・支給の可否：申請書を受理し、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、助成金交付決定通知書により申請者に通知した後に、支払手続を行う。			
対象者		申請者			
収集項目	要配慮個人情報	☐ 人種 ☐ 信条 ☐ 社会的身分 ☐ 健康情報 ☐ 障がい ☐ 犯罪関係 収集する理由【第7条第2項】 ☐ 1号(法令等)⇒法令等の名称： ☐ 2号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
	上記以外の項目	☒ 氏名 ☒ 住所 ☒ 生年月日 ☐ 性別 ☒ 連絡先 ☐ 個人番号 ☐ 個人識別符号 ☐ 本籍・国籍 ☐ 家族情報 ☐ 学業・職業等 ☒ 収入・支出 ☐ 資産 ☐ 税情報 ☐ 公的扶助 ☒ 振込先口座 ☒ 母子健康手帳の情報 ☐ ☐			
収集先		☒ 本人 ☐ 実施機関内部（ ） ☐ 他の実施機関（ ） ☐ 他の官公庁（ ） ☐ 民間・私人（ ） ☐ その他（ ） 本人以外から収集している理由【第7条第3項】 ☐ 1号(法令等)⇒法令等の名称： ☒ 2号(本人同意) ☐ 3号(公の情報) ☐ 4号(緊急かつやむを得ない) ☐ 5号(所在不明等) ☐ 6号(他の実施機関から) ☐ 7号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
経常的な目的外利用・提供先		☐ 目的外利用有⇒利用する事務の名称： 主な利用項目（ ） ☐ 目的外提供有⇒利用する事務の名称： 主な提供項目（ ） （ ☐ 他の実施機関（ ） ☐ 他の官公庁（ ） ☐ その他（ ） ）			

	目的外利用・提供の理由【第9条第1項】 ☐ 1号(法令等)⇒法令等の名称： ☐ 2号(本人同意) ☐ 3号(公の情報) ☐ 4号(緊急かつやむを得ない) ☐ 5号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日
外部委託等	☐ 外部委託（ ☐ クラウドコンピューティング） ☐ 複数の外部委託有 ☐ 指定管理者による管理⇒審査会承認 年 月 日
電子計算機結合	☐ 有【第12条第1項】 ☐ 1号(法令等)⇒法令等の名称： ☐ 2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有)⇒審査会承認 年 月 日
個人情報 の 保存 期間	1年 3年 ☒ 5年 10年 永年 常用 その他（ ）

市独自の緊急対策事業：妊婦タクシー助成事業について

重症化リスクの高い妊婦が健康診査等のため医療機関に通院する際、公共交通機関を利用しない等の感染症予防対策として、市独自のタクシーの助成事業を実施する。

なお、現在、高齢者及び障がい者に対する福祉タクシー事業については、対象者に助成券を交付して現物給付を行っているが、現行の制度に対象者を拡充する場合、契約事務、助成券や資格者証の発行事務、規則の制定等の煩雑な事務手続が生じるとともに、緊急対策事業として早急に実施する必要があることから、新規での妊婦タクシー助成事業を実施したい。

○実施方法

妊婦健康診査や出産時に医療機関等へタクシーで通院する際の料金の一部を助成する。

【対象者】

野田市に居住し、住民基本台帳法に規定する住民基本台帳に記録されている者で、

- ・母子健康手帳の交付を受けた妊婦
- ・事業開始時点で妊娠している方

【通院の定義】

妊婦一般健康診査（妊娠中 14 回）、妊婦歯科健診（妊娠中 1 回）、出産と退院、体調不良時の通院等

【助成金の額】

自宅から医療機関への往復に要するタクシー料金

- ・片道 1 回の乗車につき運賃の 2 分の 1、タクシー利用 1 回につき 2,000 円 を上限
- ・1 回の妊娠につき 20 回×2（往復）=40 回の利用を上限

【助成方法】

償還払い方式

- ・申請は、出産の日から起算して 1 年以内
- ・交付申請書に、領収書（原本）を添付し、母子健康手帳・振込先金融機関が確認できるものを持参の上、保健センターに提出する。

【周知方法】

- ・既に妊娠している方⇒事業内容について、文書にて通知する。
- ・妊娠された方 ⇒母子健康手帳交付時に直接お知らせする。

【開始時期及び終了時期】

令和 2 年 5 月 1 日より実施する。

なお、緊急事態宣言の発令により、解除の時期が未定であること、妊婦の感染リスクを避けることから、令和 2 年度まで事業を実施する。

○予算措置

・ 扶助費（タクシー助成金）

$640 \text{ 人} \times 40 \text{ 回} \times 0.5 \text{（調整率）} \times 2,000 \text{ 円} \times 2.5\% \text{（利用見込み率）}$
 $= 640,000 \text{ 円}$

※妊婦利用対象者数：640 人の根拠

妊娠届出数：約 800 人 $\times$ 8 か月/10 か月 = 640 人

妊娠 11 週までに届出をするため、妊婦健診を受診期間 8 か月と見込む

※調整率：0.5 の根拠

40 回の利用のうち、半分程度の利用を見込む

※利用見込み率：2.5%の根拠

償還払い方式で実施している自治体の利用率を参考

茨城県日立市：20 人（利用者数） $\div$ 1,000 人（出生数）=2%

茨城県石岡市：15 人（利用者数） $\div$ 450 人（出生数） $\div$ 3%

【緊急事態宣言終了時期】

～ 5 月末 $640,000 \text{ 円} \times 1 \text{ か月}/11 \text{ か月} = 58,182 \text{ 円}$

～ 6 月末 $640,000 \text{ 円} \times 2 \text{ か月}/11 \text{ か月} = 116,364 \text{ 円}$

～ 7 月末 $640,000 \text{ 円} \times 3 \text{ か月}/11 \text{ か月} = 174,546 \text{ 円}$

～ 8 月末 $640,000 \text{ 円} \times 4 \text{ か月}/11 \text{ か月} = 232,728 \text{ 円}$

～ 9 月末 $640,000 \text{ 円} \times 5 \text{ か月}/11 \text{ か月} = 290,910 \text{ 円}$

～10 月末 $640,000 \text{ 円} \times 6 \text{ か月}/11 \text{ か月} = 349,091 \text{ 円}$

～ 3 月末 $640,000 \text{ 円} \times 11 \text{ か月}/11 \text{ か月} = 640,000 \text{ 円}$

・ 印刷製本費（啓発チラシ）

$2,040 \text{ 円（1000 枚）} \times 2 \text{ 個} \times 1.1 = 4,488 \text{ 円}$

※R 元年度出生数実績：834 人

・ 役務費（既に妊娠している対象への周知のための通知）

$435 \text{ 人} \times 84 \text{ 円} = 36,540 \text{ 円}$

合計：640,000 円 + 4,488 円 + 36,540 円 = **682 千円**

※今年度まで緊急事態宣言が続いた場合の想定

令和 年 月 日

(宛先) 野田市長

住所
申請者 氏名
電話番号

野田市妊婦タクシー利用料金助成金交付申請書兼請求書

妊婦タクシー利用料金助成金の交付を受けたいので、必要書類を添えて下記のとおり申請します。なお、交付決定を受けたときは、当該助成金交付決定額のとおり請求いたします。

記

1 対象者

氏名		生年月日	年 月 日生
住所		電話番号	

2 助成金交付申請額 _____ 円

3 助成金振込口座

金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協	本店・支店 出張所
フリガナ 口座名義	口座種類	当座 ・ 普通
	口座番号	

【助成金の内訳】

No.	日付	利用料金	助成額	利用目的	往復
1		円	円		
2		円	円		
3		円	円		
4		円	円		
5		円	円		
6		円	円		
7		円	円		
8		円	円		
9		円	円		
10		円	円		
11		円	円		
12		円	円		
13		円	円		
14		円	円		
15		円	円		
16		円	円		
17		円	円		
18		円	円		
19		円	円		
20		円	円		
合計			円		

【添付書類】

- ① 利用したタクシーの領収書（原本）
- ② 母子健康手帳（妊婦健康診査等の受診日がわかるもの）
※郵送の場合、記録がわかる箇所の写しを添付してください。
- ③ 医療機関の受診を証明できる領収書等（写し）
※妊婦健診以外の目的の場合

個人情報取扱事務登録簿

		区		分		☐ 共通 ☒ 個別	
実施機関の名称		市長		届出部課等の名称		保健福祉部 保健センター	
関係課等の名称							
届出年月日		R2.5.13		開始年月日		R2.5.13	
事務の名称		医療従事者支援金支給に関する事務					
事務の目的		医療機関等に勤務する医療従事者や職員は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止・収束に向けてウイルスに立ち向かい、感染すると重症化するリスクが高い患者との接触を伴うこと、継続して提供することが必要な業務であること、及び医療機関での集団感染の発生状況から、相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感を持って、業務に従事していることを見舞うことを目的として、地域の医療体制を確保するため、医療従事者支援金を支給する。					
事務の概要		1 医療機関は、申請書兼請求書に振込先口座等を記入し、市に提出する。 2 市は、申請書の提出を受け、要件を審査し、交付の可否を決定して医療機関に対して通知する。 3 市は、申請書に記入された振込先口座に支援金を振り込む。 4 医療機関は、市に対して、支給総額、支給医療従事者人数、氏名、職名について、実績報告書を提出する。					
対象者		市内医療機関に勤務する医師、看護師、検査技師、事務員等の医療従事者					
収集項目	要配慮個人情報	☐ 人種 ☐ 信条 ☐ 社会的身分 ☐ 健康情報 ☐ 障がい ☐ 犯罪関係 収集する理由【第7条第2項】 ☐ 1号(法令等)⇒法令等の名称： ☐ 2号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日					
	上記以外の項目	☒ 氏名 ☐ 住所 ☐ 年齢・生年月日 ☐ 性別 ☐ 連絡先 ☐ 個人番号 ☐ 個人識別符号 ☐ 本籍・国籍 ☐ 家族情報 ☒ 学業・職業等 ☐ 収入・支出 ☐ 資産 ☐ 税情報 ☐ 公的扶助 ☐ 年 月 日 ☐ 年 月 日 ☐ 年 月 日					
収集先		☐ 本人 ☐ 実施機関内部（ ） ☐ 他の実施機関（ ） ☐ 他の官公庁（ ） ☒ 民間・私人（各医療機関） ☐ その他（ ） 本人以外から収集している理由【第7条第3項】 ☐ 1号(法令等)⇒法令等の名称： ☒ 2号(本人同意) ☐ 3号(公の情報) ☐ 4号(緊急かつやむを得ない) ☐ 5号(所在不明等) ☐ 6号(他の実施機関から) ☐ 7号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日					
経常的な目的外利用・提供先		☐ 目的外利用有⇒利用する事務の名称： 主な利用項目（ ） ☐ 目的外提供有⇒利用する事務の名称： 主な提供項目（ ） { ☐ 他の実施機関（ ） ☐ 他の官公庁（ ） ☐ その他（ ） } 目的外利用・提供の理由【第9条第1項】 ☐ 1号(法令等)⇒法令等の名称： ☐ 2号(本人同意) ☐ 3号(公の情報) ☐ 4号(緊急かつやむを得ない) ☐ 5号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日					
外部委託等		☐ 外部委託（クラウドコンピューティング） ☐ 指定管理者による管理⇒審査会承認 年 月 日					

電子計算機結合	☐ 有【第12条第1項】 ☐ 1号(法令等)⇒法令等の名称： ☐ 2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有)⇒審査会承認 年 月 日
個人情報情報の保存期間	1年 3年 ☒ 5年 10年 永年 常用 その他 ()

医療従事者支援金について（概要）

1 目的

医療機関等に勤務する医療従事者や職員は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止・収束に向けてウイルスに立ち向かい、感染すると重症化するリスクが高い患者との接触を伴うこと、継続して提供することが必要な業務であること、及び医療機関での集団感染の発生状況から、相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感を持って、業務に従事していることを見舞うことを目的として、地域の医療体制を確保するため、医療従事者支援金を支給する。

2 支給対象者

市内の医療機関に勤務する医師、看護師、検査技師、事務員等の医療従事者

3 支給期間

令和2年5月から7月の3か月

4 支給方法及び金額

- (1) 発熱外来や入院患者を受け入れている医療機関（2か所）は、市に対して、従事した業務の感染リスク、勤務日数等に応じて、前月の勤務実績を報告し、市は報告を受けた内容を下記の手当に応じて医療機関に支給する。医療機関は、医療従事者へ支給する。

4月の勤務実績報告 → 5月支給

5月 " → 6月支給

6月 " → 7月支給

手当 日額 6,000 円 新型コロナウイルス専用病棟勤務

日額 4,000 円 発熱外来勤務

日額 2,000 円 その他外来勤務する者など

【4月実績】（5月支給予定）

A 病院 107 人 6,954,000 円

B 病院 76 人 2,204,000 円

計 183 人 9,158,000 円

(2) 市内全医療機関への医療従事者に対する支援金

市は、病院の規模、感染症対応状況に応じて、下記のとおり医療機関に対

して支援金を支給する。各医療機関は受領した金額を、支給対象者へ支給する。各医療機関は所定の様式により医師会へ報告し、医師会は市へ報告する。

※報告内容は、「支給総額、支給医療従事者人数、職名、氏名」
(個人に対する支払内訳は不要とする。)

①病院

1 医療機関あたり 50 万円 3 か所 1,500,000 円

②精神病院（精神科）

1 医療機関あたり 40 万円 3 か所 1,200,000 円

③診療所・クリニック

1 医療機関あたり 30 万円 57 所 17,100,000 円

①～③の 計 19,800,000 円

④野田保健所の行政検査に協力した医療機関は初回（4月分実績）のみ
行政検査協力1件実施につき、20,000円を加算する

＜医療機関からの申し出＞

計：41 件 820,000 円

④の 計 820,000 円

支給概算

(1)	9,158,000 円 × 3 か月分	27,474,000 円
(2)	19,800,000 円 × 3 か月分	59,400,000 円
(3)	820,000 円	820,000 円
	合計	87,694,000 円

5 財源

5月8日開催の臨時議会において議決した令和2年6月の常勤の特別職（市長、副市長、教育長、水道事業管理者）及び野田市議会の議員（27人）の期末手当30%減額分の1,221.4万円、及び新たに創設したふるさと納税を活用した「新型コロナ対策協力寄附」を本事業に充て、不足分は予備費より充当する。

別紙

支援金支給実績報告書

医療機関名

○月分

支給総額

支給医療従事者総数

月分

円

人

支給医療従事者内訳

	氏名	職名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

令和 年 月 日

(宛先) 野田市長

所在地
申請者 名 称
代表者
電話番号

印

野田市医療従事者支援金交付申請書兼請求書

野田市医療従事者支援金の交付について、下記のとおり申請及び請求します。

記

1 交付申請額 _____ 円
(月分)

2 振込口座

金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協	本店・支店 出張所
口座種類	当座 ・ 普通	
口座番号		
フリガナ 口座名義		

個人情報取扱事務登録簿

		区		分		□共通 ■個別	
実施機関の名称		市長		届出部課等の名称		保健福祉部保健センター	
関係課等の名称							
届出年月日		R2.5.20		開始年月日		R2.5.20	
事務の名称		野田市新型コロナウイルス感染症対策検査助成事務					
事務の目的		新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査に係る検査対象者の自己負担分の金額を助成する。					
事務の概要		検査の受診者である申請者から、助成申請書及び助成金の受取に係る委任状の提出を受け、助成を決定し、委任を受けた医療機関に自己負担分の金額を支払う。					
対象者		助成金の申請者					
収集項目	要配慮個人情報	☐ 人種 ☐ 信条 ☐ 社会的身分 ☐ 健康情報 ☐ 障がい ☐ 犯罪関係 収集する理由【第7条第2項】 ☐ 1号(法令等)⇒法令等の名称： ☐ 2号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日					
	上記以外の項目	☒ 氏名 ☒ 住所 ☒ 年齢・生年月日 ☒ 性別 ☒ 連絡先 ☐ 個人番号 ☐ 個人識別符号 ☐ 本籍・国籍 ☐ 家族情報 ☐ 学業・職業等 ☐ 収入・支出 ☐ 資産 ☐ 税情報 ☐ 公的扶助 ☒ 負担割合 ☒ 診療報酬点数 ☐ 年 月 日					
収集先		☒ 本人 ☐ 実施機関内部（ ） ☐ 他の実施機関（ ） ☐ 他の官公庁（ ） ☒ 民間・私人（各医療機関） ☐ その他（ ） 本人以外から収集している理由【第7条第3項】 ☐ 1号(法令等)⇒法令等の名称： ☒ 2号(本人同意) ☐ 3号(公の情報) ☐ 4号(緊急かつやむを得ない) ☐ 5号(所在不明等) ☐ 6号(他の実施機関から) ☐ 7号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日					
経常的な目的外利用・提供先		☐ 目的外利用有⇒利用する事務の名称： 主な利用項目（ ） ☐ 目的外提供有⇒利用する事務の名称： 主な提供項目（ ） [☐ 他の実施機関（ ） ☐ 他の官公庁（ ） ☐ その他（ ）] 目的外利用・提供の理由【第9条第1項】 ☐ 1号(法令等)⇒法令等の名称： ☐ 2号(本人同意) ☐ 3号(公の情報) ☐ 4号(緊急かつやむを得ない) ☐ 5号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日					
外部委託等		☐ 外部委託（□クラウドコンピューティング） ☐ 指定管理者による管理⇒審査会承認 年 月 日					
電子計算機結合		☐ 有【第12条第1項】 ☐ 1号(法令等)⇒法令等の名称： ☐ 2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有)⇒審査会承認 年 月 日					
個人情報の保存期間		1年 3年 ☒ 5年 10年 永年 常用 その他（ ）					

野田市新型コロナウイルス感染症対策検査助成事業概要

1. 目的

新型コロナウイルス感染症対策の一環として、PCR 検査に係る自己負担分を市が負担することで、より多くの方に検査を受けてもらい、感染拡大の防止を図る。

2. 実施時期

野田市 PCR 検査センターの設置期間である令和 2 年 5 月 20 日から 7 月 31 日までを予定（状況に応じて延期、短縮あり）。

3. 対象者

野田市 PCR 検査センターで検査を受けた野田市民。

3. 助成金額の算出

P C R 検査に係る対象者の自己負担分は、本人には請求せず、県と市が負担する。

<標準的な診療報酬の例> 合計 2,243 点

	診療報酬（点数）	7～9 割 （保険者負担）	1～3 割 （自己負担）
検査に係る 診療 2,243 点 22,430 円	初診料 288 点 鼻腔・咽頭拭い液採取 5 点	連携医療機関 が診療報酬と して請求する	市が全額助成する 後日、申請に基づき市から 連携医療機関に支払う
	PCR 検査料 1800 点 微生物学的検査判断料 150 点		
検査以外 の診療	上記以外の診療報酬	連携医療機関 が診療報酬と して請求する	検査と関係のない診療に ついては助成しないため、 対象者自己負担となる

市 助成金額

(費用額) $288 \text{ 点} + 5 \text{ 点} \times 10 = 2,930 \text{ 円}$

(自己負担分) $2,930 \text{ 円} \times 3 \text{ 割} = 879 \text{ 円}$

→879 円を医療機関へ支給する

4. 申請の流れ

対象者は医療機関窓口で助成申請書を提出することで、検査に係る自己負担分の支払いが免除される。当該医療機関は、対象者に代わって助成申請書を市へ提出し、検査に係る自己負担分の助成金を受領する。

(宛先) 野田市長

申請日 令和 年 月 日

野田市新型コロナウイルス感染症対策検査助成申請書

野田市地域・検査センターにてPCR検査を受けましたので、検査に係る診療分のうち自己負担分について助成を受けたく申請します。

また、本申請に基づく助成金に関する受領を代理人に委任します。

申請者 (被保険者)	フリガナ		性 別	男 ・ 女		
	氏 名		生年月日	1. 明治 4. 平成	2. 大正 5. 令和	3. 昭和
	(未成年者の 場合保護者の 署名)	年 月 日				
	住 所					
	電話番号	()				

<医療機関記入欄>

代理人	医療機関名						
	氏 名						
	住 所						
	電話番号	()					
	金融機関名	銀行 金庫 農協			本店 支店 出張所		
	預金種別	1. 普通 2. 当座 3. 別段 4. 通知 5. 貯蓄					
	口座番号						
	口座名義	フリガナ					

申請者(被保険者)の当てはまるところに○を付ける

	対象者
A : 3割負担	6歳(義務教育就学前)から70歳までの者 70歳以上の者のうち現役並所得を有する者
B : 2割負担	6歳未満(義務教育就学前)の者 70歳から75歳までの者
C : 1割負担	75歳以上の者

初診又は再診に○をつけ
点数を記入する

診療報酬点数	
初診 ・ 再診	点
鼻腔・咽頭 拭い液採取	5 点
合計	点

※申請者(被保険者)及び代理人の印鑑は、自署であれば押印の必要はありません。

(宛先) 野田市長

申請日 令和 年 月 日

記入例

野田市新型コロナウイルス感染症対策検査助成申請書

野田市地域・検査センターにてPCR検査を受けましたので、検査に係る診療分のうち自己負担分について助成を受けたく申請します。

また、本申請に基づく助成金に関する受領を代理人に委任します。

申請者 (被保険者)	フリガナ	ノダ マルマル	性別	男 ・ 女
	氏 名	野田 ○○	生年月日	1. 明治 2. 大正 ③ 昭和 4. 平成 5. 令和
	(未成年者の場合 保護者の署名)			○○年 ○○月 ○○日
	住 所	野田市鶴奉7番地の4	申請者(被保険者)が氏名を自署する場合は印鑑は不要です。申請者が未成年	
	電話番号	04 (7125) 1188		

<医療機関記入欄>

代理人	医療機関名	医療機関名・氏名・住所など自署する場合は印鑑は不要です。スタンプを使用する場合には、印鑑(シャチハタ以外)が必要となります。					
	氏 名						
	住 所						
	電話番号	()					
	金融機関名	銀行 金庫 農協	本店 支店 出張所				
	預金種別	1. 普通 2. 当座 3. 別段 4. 通知 5. 貯蓄					
	口座番号						
	口座名義	フリガナ					

申請者(被保険者)の当てはまるところに○を付ける

	対象者
☒ A : 3割負担	6歳(義務教育就学前)から70歳までの者 70歳以上の者のうち現役並所得を有する者
☐ B : 2割負担	6歳未満(義務教育就学前)の者 70歳から75歳までの者
☐ C : 1割負担	75歳以上の者

初診又は再診に○をつけ
点数を記入する

診療報酬点数	
☒ 初診	288点
☐ 再診	
鼻腔・咽頭 拭い液採取	5点
合計	293点

※申請者(被保険者)及び代理人の印鑑は、自署であれば押印の必要はありません。

第2号様式（第3条第4項）

令和2年6月12日

（届出先）野田市長

届出者 野田市長

個人情報取扱事務登録簿変更届出書

事務の名称	私立幼稚園における実費徴収に係る補足給付事業補助金交付事務
届出部課等の名称	児童家庭部 保育課 保育係
変更年月日	令和2年7月1日
変更の理由	補助金交付申請書の様式を国（内閣府）が示した様式に準じたものに変更することに伴い、収集する情報についても、個人番号等を追加し、副食費について法令等を収集の根拠とするよう変更するもの。
変更内容	・収集項目 「性別」「個人番号」「収入・支出」「学校・職業等」を加える。 ・収集先 「他の実施機関（課税課）」を「実施機関内部（市民課、課税課、生活支援課、児童家庭課）」に改め、 「他の官公庁（他市区町村の住民基本台帳担当課、課税担当課、生活保護担当課、児童扶養手当担当課）」を加える。 本人以外から収集している理由【第7条第3項】について、「1号(法令等)」を加える。
備考	根拠法令

	子ども・子育て支援法第59条第3号ロ 子ども・子育て支援法施行規則第54条の2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別票第1第94項及び別票第2第116項
--	--

個人情報取扱事務登録簿

				区	分	☐ 共通	☒ 個別
実施機関の名称		市長		届出部課等の名称		児童家庭部 保育課	
関係課等の名称							
届出年月日		R1. 9. 13		開始年月日		R1. 10. 1	
				最終変更年月日		R2. 6. 12	
事務の名称		私立幼稚園における実費徴収に係る補足給付事業補助金交付事務					
事務の目的		子ども・子育て支援法第30条の11第1項第2号の規定による確認を受けた幼稚園（以下「私立幼稚園」という。）に在籍する子どもの保護者が負担する給食費に要する費用の一部に対し、補助金を交付する。					
事務の概要		1 市は、私立幼稚園に在籍する子どもの保護者に、補助金の交付申請書等を送付する。 2 補助金の交付を受けようとする者は、市に補助金の交付申請書を提出する。 3 市は、補助金の交付の可否を決定し、保護者にその可否を通知する。 4 市は、補助金交付決定者に対し、補助金を交付する。					
対象者		幼稚園に在籍する子どもの保護者のうち、次のいずれかに該当する者とする。 1 生活保護世帯に属する者 2 中国残留邦人等の支援給付受給世帯に属する者 3 里親である者 4 市町村民税非課税世帯に属する者 5 市町村民税所得割課税額が77,101円未満となる世帯に属する者 6 小学校3学年修了前子どもが同一世帯に3人以上いる者。					
収集項目	要配慮個人情報	☐ 人種 ☐ 信条 ☐ 社会的身分 ☐ 健康情報 ☐ 障がい ☐ 犯罪関係 収集する理由【第7条第2項】 ☐ 1号(法令等)⇒法令等の名称： ☐ 2号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日					
	上記以外の項目	■氏名 ■住所 ■年齢・生年月日 ■性別 ■連絡先 ■個人番号 ☐ 個人識別符号 ☐ 本籍・国籍 ■家族情報 ■学業・職業等 ■収入・支出 ☐ 資産 ■税情報 ■公的扶助 ■振込先口座 ☐ ☐ ☐					
収集先		■本人 ■実施機関内部（市民課、課税課、生活支援課、児童家庭課） ☐ 他の実施機関（ ） ■他の官公庁（他市区町村の住民基本台帳担当課、課税担当課、生活保護担当課、児童扶養手当担当課） ☐ 民間・私人（ ） ☐ その他（ ） 本人以外から収集している理由【第7条第3項】 ■1号(法令等)⇒法令等の名称：子ども・子育て支援法 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律 ■2号(本人同意) ☐ 3号(公の情報) ☐ 4号(緊急かつやむを得ない) ☐ 5号(所在不明等) ☐ 6号(他の実施機関から) ☐ 7号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日					
経常的な目的外利用・提供先		☐ 目的外利用有⇒利用する事務の名称： 主な利用項目（ ） ☐ 目的外提供有⇒利用する事務の名称： 主な提供項目（ ） ☐他の実施機関（ ） ☐他の官公庁（ ） ☐その他（ ） 目的外利用・提供の理由【第9条第1項】 ☐ 1号(法令等) ⇒法令等の名称： ☐ 2号(本人同意) ☐ 3号(公の情報) ☐ 4号(緊急かつやむを得ない) ☐ 5号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日					

外 部 委 託 等	☐ 外部委託（ ☐ クラウドコンピューティング） ☐ 複数の外部委託有 ☐ 指定管理者による管理⇒審査会承認 年 月 日
電 子 計 算 機 結 合	☐ 有【第12条第1項】 ☐ 1号(法令等)⇒法令等の名称： _____ ☐ 2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有)⇒審査会承認 年 月 日
個 人 情 報 の 保 存 期 間	1年 3年 5年 10年 永年 常用 その他（ ）

野田市私立幼稚園における実費徴収に係る補足給付事業補助金交付申請書

(宛先) 野田市長

【申請にあたって同意していただく事項】

1. 決定にあたって必要な範囲内で、申請者、申請者以外の保護者及び同居者の住民基本台帳及び税務情報等の公簿、通園先が有する学齢簿、徴収金台帳等を野田市が閲覧及び調査すること。
 2. 申請内容や同意して得た情報を給付費受給資格審査、給付費の算定、その他の附帯業務のために野田市が利用すること。
 3. 規則に規定する内容を遵守すること。
- 以上のことに同意し、野田市私立幼稚園における実費徴収に係る補足給付事業補助金交付要綱第5条に基づき、以下のとおり申請します。

申請者 (保護者)	フリガナ			申請子ども との続柄	連絡先 (電話番号)	— —
	氏名	印				
	現住所		〒 —			
申請 子ども	フリガナ			個人番号(マイナンバー)		
	氏名			利用幼稚園名		
	生年月日	年	月	日		
	現住所(申請者と異なる場合のみ記載)		〒 —			
申請日の 前年1月1日現在の住所 ※	(母親)	☐ 現住所と同じ		(父親)	☐ 現住所と同じ	
申請日の 前々年1月1日現在の住所 ※	(母親)	☐ 現住所と同じ		(父親)	☐ 現住所と同じ	

※現住所と異なる場合は、記入した住所地の市町村で発行される前年(前々年)1月1日を賦課年度とする市町村民税所得割額がわかる証明書(課税証明書など)を添付してください。

・対象となる子どもが複数いる場合は、子どもごとに作成してください。

【世帯の状況】(申請子どもと同居する全てのかた、単身赴任や就学等で別居している父母、兄弟姉妹についても記入)

・同一建物内に居住している全てのかたを記入してください。(住民登録上は世帯分離している場合でも記入が必要です。)

・個人番号は父母及び生計の中心者のみ記入してください。

申請 子ども の保 護 者 及 び 同 居 者	フリガナ	申請 子ども との 続 柄	生年月日		就労・通学・通園先 又は単身赴任先
	氏名		個人番号	年 月 日	
	1			年 月 日	
	2			年 月 日	
	3			年 月 日	
	4			年 月 日	
	5			年 月 日	
	6			年 月 日	
7			年 月 日		

<裏面も記入してください>

ひとり親世帯の状況	該当なし 該当あり			
生活保護の状況	適用なし	適用あり(	年 月 日	保護開始)
中国残留邦人等支援給付の状況	適用なし	適用あり(	年 月 日	支給開始)
里親認定の状況	該当なし 該当あり			

対象年月	副食費		主食費	
	実費徴収額①	①と4,500円のうち少ない額	実費徴収②	②と200円のうち少ない額
年 月	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円
合計	円	③ 円	円	④ 円

交付申請額③+④ 円

給付費の振込先を、以下に記載してください。

金融機関名		預 金 種 目	普通 ・ 当 座					
銀行・信用金庫	支店	口 座 番 号						
	出張所	口座名義(カタカナ)						
農協・信用組合								

※申請者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、委任状を提出してください。

令和2年5月25日

（届出先）野田市長

届出者 野田市長

個人情報取扱事務登録簿変更届出書

事務の名称	個人番号の指定及び通知に関する事務
届出部課等の名称	市民生活部市民課
変更年月日	令和2年5月25日
変更の理由	デジタル手続法の施行の一環として、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、通知カードの役割が終了となることに伴い、これに合わせて「事務の概要」を変更するもの。
変更内容	事務の概要 （1）個人番号の指定及び通知 「また、当該者に対して通知カードにより当該個人番号を通知する。」を「また、当該者に対して個人番号通知書により当該個人番号を通知する。」と変更する。 （2）通知カードの再交付 を削除する。
備考	

個人情報取扱事務登録簿

		区		分		☐ 共通 ☒ 個別	
実施機関の名称		市長		届出部課等の名称		市民生活部市民課	
関係課等の名称							
届出年月日		平成27年5月19日		開始年月日		平成27年5月28日	
				最終変更年月日		令和2年5月25日	
事務の名称		個人番号の指定及び通知に関する事務					
事務の目的		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく社会保障・税番号制度の導入に伴い、12桁の個人番号を指定し、本人に通知するもの。					
事務の概要		(1) 個人番号の指定及び通知 ・市長は、新たに住民票コードを記録した場合、機構に対して電気通信回線を通じて当該者の住民票コード及び個人番号とすべき番号の生成を求める旨の情報を通知し、機構から通知された個人番号とすべき番号を当該者の個人番号として指定し、記載する。また、当該者に対して個人番号通知書により当該個人番号を通知する。 (2) 個人番号カード ・市長は、住民基本台帳に記録されている者に対し、その者の申請により個人番号カードを交付する。 ・交付申請書の記載事項 - ア 交付申請者の氏名及び住所 - イ 個人番号又は生年月日及び性別 - ウ 写真の添付 - エ 署名又は記名押印 ・市長は、個人番号カードを発行するにあたっては、特に写真の取り違い等が生じることのないよう、その券面記載事項が正確かどうかについて留意する。 (3) その他の手続 ・個人番号カードの交付を受けている者が最初の転入届をする場合には、市長は当該個人番号カードを転入届と同時に提出させ、当該届出の年月日及び新たな住所を表面の追記欄に記載し、「転入」と明記してこれに職印を押した上で、これを返還する。 ・券面記載事項の変更に伴い、住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションに関する内部記録事項を変更する。 ・市長は、個人番号カードの券面記載事項に変更を生じたときは、当該個人番号カードを添えて、個人番号カードの券面記載事項の変更内容並びにその者の氏名及び住所を記載した変更届を提出させ、その事由に応じて記載事項を変更し職印を押した上で、これを返還する。					
対象者		市の住民基本台帳に記録されているもの（住民基本台帳に住民票コードが記載されている日本の国籍を有するもの、中長期滞在者及び特別永住者等の外国人）、届出者、交付（再交付）申請者					
収集項目	要配慮個人情報	☐ 人種 ☐ 信条 ☐ 社会的身分 ☐ 健康情報 ☐ 障がい ☐ 犯罪関係 収集する理由【第7条第2項】 ☐ 1号(法令等)⇒法令等の名称： ☐ 2号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日					
	上記以外の項目	☒ 氏名 ☒ 住所 ☒ 年齢・生年月日 ☒ 性別 ☒ 連絡先 ☒ 個人番号 ☒ 個人識別符号 ☐ 本籍・国籍 ☐ 家族情報 ☐ 学業・職業等 ☐ 収入・支出 ☐ 資産 ☐ 税情報 ☐ 公的扶助 ☐ ☐ ☐ ☐					
収集先		☒ 本人 ☒ 実施機関内部（住民基本台帳） ☐ 他の実施機関（ ） ☒ 他の官公庁（総務省） ☐ 民間・私人（ ） ☒ その他（地方公共団体情報システム機構（J-LIS））					

	本人以外から収集している理由【第7条第3項】 ■1号(法令等)⇒法令等の名称:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 □2号(本人同意) □3号(公の情報) □4号(緊急かつやむを得ない) □5号(所在不明等) □6号(他の実施機関から) □7号(公益上特に必要)⇒審査会承認: 年 月 日
経常的な目的外利用・提供先	□目的外利用有⇒利用する事務の名称: _____ 主な利用項目 (_____) □目的外提供有⇒利用する事務の名称: _____ 主な提供項目 (_____) ☐他の実施機関 (_____) ☐他の官公庁 (_____) ☐その他 (_____) 目的外利用・提供の理由【第9条第1項】 □1号(法令等)⇒法令等の名称: _____ □2号(本人同意) □3号(公の情報) □4号(緊急かつやむを得ない) □5号(公益上特に必要)⇒審査会承認: 年 月 日
外部委託等	■外部委託 (■クラウドコンピューティング) □複数の外部委託有 □指定管理者による管理⇒審査会承認 年 月 日
電子計算機結合	■有【第12条第1項】 ■1号(法令等)⇒法令等の名称:行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 □2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有)⇒審査会承認 _____
個人情報 の 保存 期間	1年 3年 5年 10年 永年 常用 その他 (_____)

マイナンバーカードへの移行促進（通知カードの廃止）関係 改正概要

改正の背景

- 制度施行後、全国住民にマイナンバーを通知するほか、まず必要となる職場等へのマイナンバー提出時に証明書類として役割
- 転居時等における記載事項変更の手続が、住民及び市町村職員の双方に負担
- デジタル化推進の観点から、公的個人認証が搭載されたマイナンバーカードへの移行を早期に促していくべきとの議論

通知カード
個人番号 1234 5678 9012
氏名 番号 花子

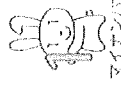
表

住所 ○○県○○市○○区○○丁目○番地○○号

平成元年3月31日生 性別 女
役所 市役所 123456789

裏

※ XXX-XXXX-XXXX-XXXX
この通知カードは、住民基本台帳に記録された住民の氏名、住所、性別、生年月日、個人番号（マイナンバー）を記載したものであり、本人確認のために利用されます。
この通知カードは、住民基本台帳に記録された住民の氏名、住所、性別、生年月日、個人番号（マイナンバー）を記載したものであり、本人確認のために利用されます。
この通知カードは、住民基本台帳に記録された住民の氏名、住所、性別、生年月日、個人番号（マイナンバー）を記載したものであり、本人確認のために利用されます。



「通知カード」と記載事項変更等の手続を廃止し、負担軽減とマイナンバーカード普及を実現

マイナンバー法の一部改正

- ① マイナンバー付番後は、通知カードに依らず、「通知」する
- ② 通知カードの記載事項変更等の手続を廃止
- ③ 施行日時点で交付されている通知カードは、その記載事項に変更がない又は正しく変更手続きがとられている限りは、マイナンバー証明書類として利用（経過措置）

施行期日：公布の日から1年以内で政令で定める日

